

役に罷成候節は、早速其者の方へ罷越我等義今度貴殿と同役に仰付られ御請に及び候。其許とは日比義絶の義に候得共、既に同役と仰付られ候上は、向後互ひに隔意なく申合せ、御用の相滞り不申候様に無之てはと存する事に候。其許は當役に於て先輩の義にも候へば、諸事御指南頼入存候。但明日にも貴殿我等の内他役に轉じ同僚を離れ候は、又義絶に及び可申候。それまでの義は隔意なく申合せ候外無之段申理り、互に心を合せて相勤るは武士の正義に候。況や日比何の子細無之傍輩と同役の義ならば、尙更隔意なく申合せずして叶はず候。然るをや、もすれば權を争ひ、或は新役にて諸事不案内なるには、氣をつけ心を添て、首尾好勤めさせべきといふおとなしき心はなく、仕落有之を見ては嬉しがり申すなどは、むさきともきたなきとも兎角の批判に及ばず候。左様なる心立の武士は自然の變に臨みては、必定奪ひ首味方討等、卑怯なる働きをも仕兼ず候。尤耻慎しむべき事に候。初心の武士心得のため仍如件。

名譽

武士たらしむものは、常に古き記録を披見致して其身の覺悟を相極め尤に候。子細を申すに、世の人のもてはやし候甲陽軍鑑、信長記、太閤記など申す書の中に、合戦の次第を記し置候にも、名譽の働を遂たる輩の義は、誰がし何某と其姓名を顯はし、此外討死都合何千何百と相記し有之候。右何千何百

と申す人数の内には、大身の士いか程も可有之候へ共、させる働も無之を以て其名を書記すに及ばず候。小身にても勝れたる武邊有之武士ばかりは擇抜て姓名を書顯はしたる物にて候。右姓名も残らぬ程の討死を致すも、又末世末代まで譽れを残す討死を遂るも、敵に首を渡す時の苦痛に替りとは無之道理に候。爰を能々分別致し、逆も捨る身命ならば、初手に勝れたる働を仕り、討死を遂、敵味方の耳目を驚かし、主君大將の御惜みにも預り、子孫永々の面目にも備へむと心懸るこそ、武士の本意にて候。然るに意地きたなくして、懸る時は人の後退く時は人の先とばかり心を働かせ、或は敵城を攻る砌も、矢玉の劇しき所にては傍輩を楯につき其陰にかゝみ居り、遁れぬ運の矢には中りて伏倒れ剩さへ味方の踏草にまで成りて犬死を仕り、大切の身命を失ひ候は無念の至り口惜き次第にて、武士の不覺此上有るべからず候。此旨能々思量致し、朝思暮練の工夫あるべき事に候。初心の武士心得のため仍如件。

大口悪口

武士の上に大口ものと悪口ものとの有之、相似たる様にて大きに違ふと心得るがよく候。子細を申すに、古き武士の内には大口者の名を得たる士いか程も有之、既に公義の御旗本においても、松平加賀右衛門、大久保彦左衛門など申たる人々は随分の大口きゝに候。其時代には諸國大名方の家々にも五

人三人づ、大口者の聞へある士の無は無^レ之候。其大口者と申すは、何れも數度の武功手柄を顯し、武士道一通りに於ては殘る所なしと雖ども、時折節には偏情を張り、物の相談相手に成兼候所が身上の抑へと成り、其身の高名譽れに合せては、知行も職役も不足なるより事起りて、わざくれ心と成り、相手を嫌^ハずきれ口の言度まゝを申すといへども、主君を初め家老年寄も其者共の義をば制外のごとく見遁し聞逃し候故、いよく我儘つものり、遠慮會釋もなく人の善惡を申散し、一生大口をき、死に仕る、是を昔の大口者と申候。其大口もの共は、腕に覺ありて大口に候。今時の大口ものは、具足を一度肩に懸たる覺えもなく、おのれが相口なる友傍輩と打寄ては、主君の御家の仕置の善惡或は家老用人の難非をあげ、其外諸傍輩の噂までをも腹一ばいに申散し、おのれ等ばかりの利發也と存する様なる空氣ものゝ義は、昔の大口ものとは天地雲泥の違なれば、是を名付て惡口者共亦是馬鹿口たゝき共可^レ申候。初心の武士心得のため仍如^レ件。

旅行

奉公仕る武士旅行の道中に於て、小身者は乗懸馬にも乗らずしては不^レ叶候。然るに於ては落馬の時の爲、刀脇差の鞘走らざる心得を仕り、大小共にさし堅めて乗べき事に候。去りながら三尺手拭などを以て、刀の柄を蒲團ばりに寝とゆひ付るは有まじき事に候。持鎗の鞘留を致すとて太き緒繩にて括り留るなども同然、一分の不心懸と申のみに無^レ之。小荷駄印荷札の書付に、何某家來と記しあれば主人の家風までも、手淺き様に見ゆる物にて候。扱又今時道中の習ひにて、馬郎共の相對を以て馬をかふると申義有^レ之候。向の乘人武士ならば馬郎の申に任せ馬より下るゝ體を見届け候て後、此方も馬より下り可^レ申候。子細は、馬郎共の言に任せて此方は馬より下り立たるに、もし向の乘人馬を替まじきと申す時は、是非替んといふ事もならず、然れば折角馬より下り候ても又乗らずしては不^レ叶との遠慮に候。道中徒渡りの川にては、必ず所の川越を雇ひて越行べき事に候。少しの費を厭ひ或は水功者待みて自分越にいたし、川中にて馬を倒して荷物を水に浸し、或は下人に怪我を致させ候は、大きな不調法に候。或は道のり近きとて四日市のりを致し、又は粟津の船に乗る類ひは無分別の至極に候。子細を申すに、天下の人の往還たる桑名の船に乗て、風波の難に逢たるには申譯も相立申候。いはれざる手廻しだてを仕りて脇道を通り、事の間違ひ有^レ之に於ては、一言の申開きも無^レ之事に候。去るに依て古人の歌に

ものゝふの矢橋のわたり近くともいそがばまわれ瀬田の長はし

今様の心得は、道中の義のみに限らず、何事に付ても此心持なくては不^レ叶候。初心の武士心得のため仍如^レ件。

戒二背語一

主君を持奉公仕る武士は、諸傍輩の身の上の悪事を見聞ても陰噂を仕聞敷と、常々たしなみ肝要に候。如何となれば、我が身とても我知らずいか様の致し損じ心得違ひ有るべきも計られず、其上總じて家老年寄をはじめ諸役人の義は、主君の御目がねを以て仰付らるゝ事にて候へば、其面々の義を悪しく申す時は、主君を謗り申すも同然の義に候。又何ぞに付其人を頼まずして叶はざる用事ある時は機嫌を見合せ、手を束ね膝を屈め偏に頼み入存するなどともいはねばならぬ事も有るまじきに非ず候。只今までは陰うしろに於て誹り嘲りたる口を嚙めて、如何に用があればとて武士たる者の口より申出されたる口上にては無之候。初心の武士心得のため仍如件、

陣代

戦國の時代、合戦迫合の砌、よき働を致し討死仕るか又は深手負て其療養叶はず相果候士をば、主君大將も別して不便に思召をもつて、たとひ當歳生れにてもあれ、男をさへ持候へば跡式に於ては相違なく被下置義に候。然れ共其子幼少にて軍役の勤め罷成に付、其親の弟など浪人にて罷在候へば、當分其者に兄の遺跡を賜り、此者幼年の間は後見を仕れと、主君より仰付らるゝ義有之是を陣代

と申候。此陣代に古法有之候。其子細は、右の次第を以て兄の遺跡を相續仕るからは、甥ながらも我が實子と存じ眞實に不便を加へて養育仕るは勿論の義に候。扱兄の跡式を受取候は、武器馬具等は申すに及ばず外々の雜具に至るまで一所に集め、一家の内にて一兩輩も立合せて委細に是を改め、悉く帳面に記し置義肝要に候。扱其子恙なく成長致し、既に十五歳に罷成候においては、來年は十六歳にも罷成候得ば、若輩ながらも一騎前の御用には相立可申候間、唯今まで手前へ被下置候知行を讓渡し、御奉公相勤めさせ申度旨、書付を以て急度願ひを相立候義尤に候。其節品に依ては願の通り尤には思召候得共、未だ若年の義にも有之間、先づ二三年の間は其方相勤め候様になど被仰付有まじきに非ず。たとひ如何様の重き仰あり共、達て御理り申上、悖願の通り有之時は、其初調べ置たる帳面を以て先代の諸道具不殘引渡し、其身陣代を勤め罷在内に調義致したる諸色の内にも、譲り與へて可然品あらば是をも帳面に記して相渡し尤に候。且又右の通り家督被仰付一刻、たとへば五百石本高の内三百石を甥に賜り、残る二百石をば、數年陣代仕りたれば其方へ被下置など被仰出義も可有之、左様の節は、難有仕合身に餘り奉存候得共、本家の知行高減じ候段迷惑に存候間、何分にも兄が舊知相違なく甥に仰付られ、私義は御暇被下置候様にと願立可申候。右の如く候てこそ陣代勤めたる武士の本意たるべきに、もはや初陣を勤る程の年來に成たる甥に家督を渡さず、或は家督を渡し候ても、我が陣代を勤る内に譲りの諸道具悉く紛失致し、家居さへ住荒したるまゝ修復も致さず、

剩へ兄が譲らざる借金掛りを仕て是を引渡し、猶其上に扶持米合力金などのねたり言を申て、若輩なる甥の臍をかちる分別を仕るは、不埒の至りと可申候。初心の武士心得のため仍如件。

臨 終

武士たらしむものは、大小上下に限らず、第一の心掛たしなみと申すは、其身の果際の善惡に止り申候。常々何程口をき、利根才覺に見え候者も、今を限りの時に臨み前後不覺に取亂し最期惡しく候ては、前方の善行は皆々水に成り、心ある人の下墨に預り、大きに耻かしき事にて候。武士の戦場に臨みて武邊手柄の働を仕り高名を極るも、兼て討死と覺悟を極め置たる上の事にて候。去るに依て、時の運惡しく勝負に仕負敵に首を取らるゝ時、我名を敵に問れては慥かに姓名を名乗り、莞爾と笑て首をわたり、毛頭もわるびれたる氣色なく、或は外科の療治に叶はぬ程の深手を負ても、正氣さへあれば、番頭、組頭、諸傍輩の聞前にて慥に物をも申し手負ふりをたしなみ、尋常に相果候は武士の正義第一の所に候。爰を以て考へ候得ば、静謐の時代たり共、武士をたしなむものは其身老人ならば申すに及ばず、たとひ年若く候ても、大病を受候に於ては覺悟を極め、今生に心懸りなる事の無之様に致し、重き職役をも相勤るに於ては勿論の儀、たとひ輕き奉公の身たりといふとも、物のいはるゝ内支配頭を招請致し、年來上の御厚恩に預り候得ば、いか様一度は御用に相立申度と常々心懸罷在候處。如

此く重病に懸り最はや本復難仕次第に罷成、近頃殘念に存候得共、今更是非に不及候。愈相果候に於ては、只今迄の御厚恩あり難き仕合に奉存旨、御家老中迄被仰上被下候様にと申述尤に候。其義を濟したる上にて、一家朋友などへも最後の暇乞を致し候刻み、子供をも呼出し、我等義多年上の御厚恩を蒙りながら病死を致すは武士の本意に非らずといへ共、其段は是非に及ばざる所なり。其方共義は年若ければ、我等が志を受繼、若自然の義も有之に於ては、是非上の御用に可相立と覺悟致し常に忠義の志を勵まし御奉公に精出し勤むべく候。もし此遺言に違ひ不忠不義の仕形有之に於ては、草葉の陰に於ても勘當と心得べしなど、急度遺言を仕り候は眞の武士の正義に候。聖人の詞にも、人の將に死なむとする、其云ふこと善と哉らん有之げに候。右の如くにてこそ武士の最期共可被申候。然るに逆も本復のならぬ病氣といふ思慮もなく、死がらかひを致し、病躰を人が輕くさへいへば悦び、重くといふをいやがりあれのこれのと醫者悶着を仕り、叶はぬ祈念願立など申して狼狽分別と成り、病氣は次第に重るといへ共、何を一言申置事を致さず、悉皆犬猫の死と同然の有様にて一生一度の臨終の致し損じを仕るは、此書の始に申し斷り候、死を常に心に當ることを仕らず、人の死を聞ては忌々敷と存じ、おのれはいつまでも此世に在る筈の様に覺え、欲深く生を貪る心より起る死をこなひに候。斯のごとき卑怯の意地にて戦場に臨み忠義の一圖を以て、晴なる討死などの罷成べき義にて無之候。爰を以て武士をたしなむものは疊の上に於て病死を遂るを一生一度の大事とは申すにて候。初心の武士

心得のため仍如件。

武道初心集中巻終

武道初心集 下巻

奉 公

奉公を勤る武士、我が頼み奉る主君、何ぞ大きな御物入さし集ひて、御勝手向ひしと廻りかね、何共可被成様無之に至りて、常々家中へ下し置く、知行切符の内を、いか程づ、何が年が間御借用に被成度など、有之義もなくては不叶候。其多少によらず、畏りて御請を申上るより初ては、他人の義は申すに及ばず、たとひ女房子供の寄合難談の中に於ても、是は難義の至り迷惑の仕合など言葉の端にも申出すは武士の本意に非ず候。子細を申すに、昔が今に至るまで、主君の御難義をば家來共が打寄て是を見届け奉り、家來の難義をば主君の御力を以て救ひ被下候は、是皆定れる武家の作法に候。頼み奉る主君の御内證御さし詰り、御手づかへと申すに至りては、公界へ懸り是は大名役にて不成しては叶はざる義までも、大形はさし止められ、萬事を御勘忍被成候を見奉るに付ては、御家來の身にて、氣の毒にも口惜しくも存問敷様とは無之候。但常式の義は成次第とも可申候。只明日にも天下の國端に於て不慮の騒動有之刻、相定れる軍役を以て近日彼地へ發向あられ候様にとの上意下り、すはや其支度あるに及でも、先づ入用のものは金銀に候。然れば其才覺と有ても、何方よりも出所無

之、石にて手を詰たると申す喻のごとくにて、跡へも先へも行兼る難義の内に、同列の大名衆は用意相
調ひ、來る幾日には必ず出馬と申合せ定り候ては、もはや延も縮もならざるに付、不足たらだらなが
らも出勢なくては不叶候。靜謐の時代には、我も人も能見物と心得市屋町屋を借りふさげ、野にも山
にも立わたり、貴賤目晒しの武者押は形のごとく晴事なるに、家中の人馬出立共に諸手に劣りて見苦
しき様子ならば、主君大將の御身に取て御一生の御耻辱是に過ず、此一大事を以て考へ候時は、家中
大小の諸士新參古參に限らず、拜領し罷在知行切符の内、分に相應に差上ずしては叶はず候、然れば
物成減少の年限の内は随分簡略仕り、人馬をも耗し、冬は紙子木綿の衣類、夏は布かたびらを着し、
朝夕は黒米飯糠味噌汁と分別を極め、自分は水を汲薪をさき、妻子に飯を爨せ、力に稱ふ程は難義苦
勞を致し、何卒主君の御用途を整へさせまゐらせ度と一筋に存じ入候は、奉公の本意たるべく候。且
又右の通り艱難を仕り罷在年限の内たり共、何ぞ臨時の御用を承り、非常の物入ある事も有べく候。
左様の砌りは、自身の指替、女房の手箱を質物に入ても其償ひを致し、金銀拜借などを此方より願ふ
べからず候。子細を申すに、たとひ主君の御耳にこそ入らず共、家老年寄中の下墨にも、物成減少にあ
ひたるを下心に含み、武士に似合ざるねだり言を申と思はれては重ねて口もきかれずとのたしなみに
候。初心の武士心得のため仍如件。

臣 職

主君より恩祿を受、一騎役を勤る士は、此身をも命をも我物と心得候ては事濟不申候、子細を申すに、
武家の奉公人の内に二段の様子有之候。身輕き小人中間などと申類の義は、晝夜共に身の暇なく、手足
に骨をば折候へ共、大切の一命は必主君の御用に立たねばならぬと申す定めは無之に付、合戦迫合の
場所に於て未練の振舞有之候ても、強ち不屈との詮議も懸り不申候、然れば身ばかりを賣切の奉公
人共可申かにて候。武士の義はそれとは違ひ、一命を奉る奉公人に候。抑主君はもと變の御役人なれ
ば萬一世の變有之刻は御身上相應の軍役有之、譬ば十萬石の高にて、馬上百七十騎、弓足輕六十人
鐵砲足輕三百五十人、鎗百五十本、旗二十本、これは公義より定め置るゝ所の軍役に候。外に召連玉
ふ人數は其大將の御器量次第又思召次第に候。扱右の通相定れる軍役の人數を引つれ御出陣あられた
る跡とても、居城を持たためて人に取られぬ様に相守る程の人數をば、殘し置れずしては叶はず候。
去るに依て常々はさして御入用も無之様に候得共、大身小身へかけ、數多の士を抱へ置被成、家中多
き中には不器量沙汰の限り、或は五體不具なる生れ付、又は心行不足に見ゆる者をも、大目に御覽被
成て父祖の知行を相違なく下し置るゝ事に候。然れば御家來の身にて勘辨致すべきは、日本國中國主
城主多き中にいかなる宿縁ありてか主従の約をなし、似合相應の祿を賜り、譬ば百石と申す少知にて

も、十年には千石の米高に罷成候を、先祖の代より其身の代まで幾十年ともなく拜領致し來りたる俵子ハクシを積り候は、凡如何程に可相成ヨクニや、此君恩の深きに報謝し奉らんには、常々の番役、使役などは治世の只居り役と申物にて、世並人並の義なれば、押立オシタテたる奉公とは申難し、只明日にもすはといふ時、平場ヒラバの迫合ならば壹番鎗、敵城を攻るに於ては一番乗、もし味方利を失ひ引退く刻は殿シノガリ、或は品に寄り敵の射る矢おもてに立塞りて主君大將の御身代りにも罷立、或は其場を一足も引退かすして晴なる討死を遂なん、此義に於ては摩利支尊マリシツン天も照覽あれ、人にさせては見まじき物をと口廣くこそいはね、我が心一つに覺悟を極め罷在を武士の奉公の奥意とは申候。扱右の如く奥意を極むるうへは、我が身も命も我が物に非ず、いつ何時主君の御用有べきも難計ナシからは、彌身命イノミコを大切にかけて大食大酒淫欲等の不養生を慎しみ、疊の上の病死をさへも本意と思はず、ましてや喧嘩口論など仕出して友傍輩トモノカドを打果し、我が身命を失ふ類ひの不忠不義は深く慎しむべき事に候。其慎の致方は、むさと口をきかぬがよく候。口をきくから起りて口論あり、口論がつのりては必ず雑言あり、武士と武士との出會にて互ひの雑言に及びて後、無事なる事は千萬に一つも無之候。去るに依て、最初口論に及ぶ時、其心得を致し、兼て主君へ捧げ置たる身命といふ義を存じ出し、抑オサへ控ヒカへを仕るを忠義の武士共申し、又は分別者共申にて候。初心の武士心得のため仍如件。

武 役

總じて武士の役義と申すは陣普請アレンブシ兩役に候。天下戰國の時は、明ても暮ても爰の陣彼所の軍として、一日たりとも武士としては身を安く置事は不罷成候。陣とさへ申せば普請は附合ツキアヒにて、爰の要害彼所の堀切扱は取手陣城付城トビテアレンシヨウケンなど申て、晝夜にかぎらぬ急ぎの普請に、上下の骨折辛勞は淺からざる義に候。治世に於ては陣といふ事なければ、それに從て普請とても無之候。去るに依て武將の下、大小の士に番役使役等其外役々を定められ、諸人只居役カニツリヤクの勤をさせて指置被成候を、是が武士の役義ぞと心得、肝要の役義たる陣普請の兩役の義をば曉の夢にも思ひ出さず、たまさかにも公義御普請の御手傳主君へ仰付られ、其物入多きを以て家中の士へ割合になり、少しづつ、出金有之時は、何ぞ出すまじき物を出すがごとく、悔みウレつふやき候は、畢竟武士の役義に於ての肝要は陣普請といふを存じ辨ワカへざるより起る事に候。扱常式の番役使役の義も、我が當り前の本番を勤るをさへ大きな難義と心得、させる病氣と申にても無之にも病氣斷りコトハを申立て、同役相番アヒバンへ助を頼み人に苦勞を懸るをば何共存せず、或は旅がけの使には路銀の物入道中の骨折を厭ひて作病を起し、其物入苦勞を人に譲り、諸傍輩の下墨を憚ることもなく、其外間近き所の使といへ共、日の中に二度とも出るか、又は風雨劇ハゲしき時などは、友傍輩の聽前トモノカドにて遠慮もなく役にも立たぬよまひ言などを申、骨を折ながら意地むさき

勤方を仕るは、悉皆士の皮をかぶりたる小者中間に均しき様子に候。戦國に生れ合たる武士は、毎度軍に罷立マカリモチ夏の炎天には具足の上よりほし付られ、冬の寒風には具足肌ハダを吹透され、雨に打れ雪をかぶりて、野にも山にも鎧の袖を敷寝シヤネに仕り、剩へ飲食イクシクふ物とても黒米飯鹽汁シホヅルより外には無之仕合にて、或は對陣城攻シロゼ又は籠城等の辛苦を仕るは難義共苦勞共、只尋常の事にては有べからず候。爰を以て考へ候時は、靜謐の時代に生れ合、夏は蚊帳をたれ、冬は夜着蒲團にまかれ、朝夕好み喰をいたして安樂に渡世仕るは大きな仕合に候。然れば座敷の内の番役近所の供役使役などの苦勞大義に思はれべき道理とは無之候。甲州武田家の老臣、弓矢功者と呼れし馬場美濃と申たる士は、戰場常在と申す四字を書て壁間に懸置、平生の受用ジュユウと仕候由申傳ひ候。初心の武士心得のため仍如件。

謹 慎

主君の御定紋の付たる御小袖又は上下など拜領致し候ものは、御紋付の小袖を着用の時は自分の紋付の上下を着し、御紋付の上下を着し候は、小袖は定めて自分の紋付を着し候心得尤に候。然るに小袖も上下も一樣に御紋付を着し候ては、主君の御親類方に均しき様子なれば、主君へ對し奉り慮外に候。右拜領の小袖上下、古く成て着用ならぬ時は、御紋所は切抜て焼捨可申候。御紋を汚すまじとの慎しみに候。扱又近所に罷在傍輩の中に、重き病人又は憂事ウレシゴトなど有之においては、たとひ其者と心易からぬ挨拶たり共、高笑音曲等堅く相慎しみ妻子召使などへも其段急度可申付事候。其者のおもはくばかりにも無之、不遠慮もの不作法者と諸傍輩の下墨を慙ウヂての慎しみに候。初心の武士心得のため仍如件。

言 辭

奉公仕る武士、主君より大切の仕もの放討ハナシウチなど仰付らるゝ時は、御家人多き中に、今度の御用を私へ仰付らるゝ段武士の冥理ミヤウリに相叶カマシヤナひ忝次第カマシヤナに存する旨、成程潔イキギよく御請を申上る心得尤に候。然るを生温ナマヌルき御請に及ぶは以ての外宜しからず候。子細を申すに、内心には勇氣を勵し天晴アツパレシ仕すまして御目に懸べきと存じ詰候ツツても、勝負は時の運によれば討損じ剩へ返り討に逢事も有之候。何れも後日に至り諸傍輩の中において善惡の批判有べき事に候。其首尾好ければ、いかさま御請の砌より仕り兼まじき氣色に見えたるが、能は仕濟したりと申して諸人譽事ホネゴトに仕候。もし又仕損じて返り討に逢候時は、右の御請の次第を申出で、中々仕り損ずる様なる者にては無かりしが、如何致して討損じけるぞと申して各悔ウチみて惜み申候。扱又少しにても鈍き御請を仕り候時はたとひ好首尾に致し濟し候ても、偏に時の運のよき也と申して誰も左のみ譽不申候。もしも致し損じたる時は、右御請の砌から何とやらん覺束オボツカなく思はれしが、果して仕損ひたりと申して、諸人誘ツツるものにて候。爰を以て何分にも御請をば

潔よくとは申すにて候、總じて武士をたしなむ者は、假初カクソにも仕形の負を取らぬ様にとの心懸第一に候。譬ば人に無心ガウリョク合力などを云懸られ候ても是は成る事成らぬ事をば幾重にも分別致し、成まじきと思ふ事ならばそれは格別、既に得心致す程ならば、如何にも潔よく請合候てこそ先の者も別て過分共可存候を、請口鈍く不肖々々の様子に見ゆる時は、向の者の心に成りても過分氣も薄く、何とぞ可成ならば此仁へばかりは無心を云ぬ様に致し度事かなと、無念にも口惜くも不存しては不叶候。如レ此なるを意地のきたなき共申し、切離セリナれのなき共申し、損の上の損共申候。初心の武士心得のため仍如レ件。

譜牒

奉公を勤る武士、古參の義は申すに及ばず、たとひ昨今の新參者たり共、主君の御家の起り、御先祖御代々の義、或は御親類御縁者方の御つゞきは申すに及ばず、家中においても世間の人にも知られたる高名き傍輩の噂などをば、古老の者に問尋ねて覺悟致し罷在義尤に候。子細を申すに、他家の者に參會談話の刻、我が主人の家の義を尋に逢ひ、それも存せず是をも不承と申ては、大體よき奉公人と見ゆる者も、是が爲に手淺く思ひなざるゝものにて候。初心の武士心得のため仍如レ件。

陪從

奉公を仕る武士、主君御旅行の御供を致し、泊りへ着候ては、其所の者をかたらひ、近所に見ゆる山林寺宮などを目當にして東西を問尋ね、御本陣より何方に當りていか様の廣き場所有之、道筋は箇様とまでをも、日の暮前に何となく見分致し、篤と心得罷在義肝要に候。子細は、夜中急火などの節、主君俄に御立退被成刻、御先に立て御案内可申上が爲に候。扱又其身歩行にて御供を勤る節は、上り坂にては御先に立、下り坂にては御跡に立心得などは、尤輕き事ながらも奉公の一つに候。右の如くの義を以て手懸りと致し思案をめぐらし、逆も奉公を仕る身と罷成からは何がな一奉公もがたと朝暮油斷なく心懸勵み候は、武士の本意に候、初心の武士心得のため仍如レ件。

有司

白無垢シロムカの小袖と役人とは新らしき内がよきと申習はし候は、輕き世話ながらも一段尤の事と覺へ候。子細は白小袖の新らしき内は随分暉麗なる者にて候得共、久しく着用致す時は襟廻り袖口の邊よりよごれ初めて、程なく鼠色の如くなりては見苦しく手むさき物にて候。借又事に懸り候役人の義も、新役人の内は萬づうひ々敷、主君の仰付の趣を大切に守り詰て、假初の義をも大事と存じ、就中其役儀

に付ての誓詞罰文の趣を心に懸て、違背致さぬ様にと恐れ慎しみ候故、諸事の勤め方残る所無之候。去るに依て、無欲正直なる好役人かなと家中一同の賞事に逢ひ候者も、其役儀を久しく勤めて萬づ合點するに随ひ、うかべ功者に成り、新役人の時無之不調法をも致し候。そのみならず、新役の時は人より贈る音物をば誓詞の旨に任せて手際よく返し、もし不_レ受して叶はざる子細あれば受納致して、後日に相當の返禮を致すなど、扱も潔よき仕方かなと申す内、いつの程よりか分別相違仕り、今此役義勤る内少しなりとも握りためんといふ欲心起るといへ共、今更受納致しがたきといふ底意は色にもあらはれ言葉の端にも聞ゆるを以て、人も賢くて底へには、今更受納致しがたきといふ底意は色にもあらはれ言葉の端にも聞ゆるを以て、人も賢くて底意を悟り、表向は構はぬふりにて或は内縁に便り、又は種々の手段を以て物を贈ればいか程も受納を遂げ、其返禮には、上を掠めて依怙最負の沙汰に及ぶ外無之候。此よこれ様と申は、かの白小袖の鼠色になりたるを見るに均しき様子に候。但し白小袖のよこれ候は、身の垢とごみほこりの汚に候得ば、好灰汁を以て洗ひさへ致し候へば、随分暉麗になり申候。人の心には種々様々の物が染込其よこれ深く候に付、只大形に洗ひすゝぎたる分にては暉麗にはなり兼申候。其上白小袖の義は、年に一度か二度洗ひ候ても事濟み申候。人の心の洗濯と申は、二六時中行住座臥事々物々の上に於て、或はもみあらひ又はふりすゝぎ、油斷透間なく致し候ても、又其跡からよこれ易くけがれ易きものにて候。白小袖のすゝぎ洗濯には灰汁に品々習ひ有之候。其ごとく武士の心の洗濯を仕るに付ても、灰汁に習ひ有之候。習ひは何ぞなれば、忠義勇の三つに候。其垢の様子によりて、忠貞の灰汁にて落す垢も有之、節義の灰汁にて落すも有之候。右の如く忠を以てあらひ義を以てすゝぐといへども、其よこれ強くして落かね候時は、勇猛の灰汁を加へて力を出し、無二無三にもみ洗ひ候てさつぱりと濯ぎあげ候は、是武士の心のせんたくの至極の秘事に候。初心の武士心得のため仍如件。

假威竊威

奉公いたす武士の上には、主君の威を假ると申す義も有之、又主君の威を竊むと申す義も有之候。主君の御身の上にも、家來に威を貸し被_レ成と申義も有之、又家來に威を竊まれさせ玉ふと申義も有之候。其故如何となれば、何ぞ重き職役に預る武士、其身年若きか又は小身なるか、扱は家中の風俗時の様子に因りては、主君の威光を笠に着て相働かねばならぬ事有之、本より上の御爲なるを以てしばらく主君の威光を借受、其事を取計らひ候。是を名付て主君の威光を假るとは申すにて候。主君の威光を借り奉り、諸人の用ひも出來、御用の辨じ候程にさへ相成候は、早速其威光を返進仕り、自分其職役相當の權を以て慎み勤めてこそ尤の義なるを、諸傍輩を初め他所他門の者までも、誰殿の御内の誰さまと申す尊敬に預り、内證の強みも有之を以て、欲心にひかれ、終には主君の威光をかり取に仕る。是を名付て主の威を盗むと申候。扱又主君の御身も威光を家來に借して、威勢の付様に被

成候は古しへの明君賢將達の上にも其例いか程も有之候。是を名付て家來に威を借すと申候。已に其御用も足り候節は、そろ々御取返し不_レ被_レ成して不_レ叶候處に、御心永くいつまでも便々_{カシヤ}と借置被_レ成候から事起りて、後々は取返し惡_ク様に罷成り、つまりは借付に値_アひ被_レ成候。是を名付て家來に威を盗まるゝと申候。是は主君の御身にとりて大きな御耻辱と申すばかりにも無_レ之、數々の御損も有_レ之事に候。家來に威勢が付過ぎ候へば、おのづから主君の御威光は薄くなり、何もかも家來次第の様に罷成、あの人さへ能_コ呑込て合點なれば、御上の儀は事濟み埒明くと心得、一家中の諸士其物の機嫌を取事を肝要と仕り、主君の御事をば假令の様に存するを以て、主従の親しみも離れ、自然と家中に忠義の武士出來可_レ申様も無_レ之、萬一事の變到來の節、好人に事を欠なされ候。扱外_ト様向の士は申すに及ばず、主君の側近く奉公致し、或はおとなしき役義を勤むる士までも、彼壹人の權威に抑れすくみかへりて罷在仕合なれば、是は御爲宜しからずと心付たる事とても一言申出す事罷りならず、或は心底に悔み扱は心安き友傍輩と叫_キきつぶやき候へ共、誰有て進み出主君の御聞に達し候者無_レ之故、其物の我儘依怙_{ワガマ、エゴヒ}最負、内證の榮耀の程、御存じあるべき様も無_レ之、何もかも其者の致す義をば宜しきとばかり思召、御油断の上に於て大きな御難義にも及び、且は人をよく御存じなきは、主君大將の御人柄には似合不_レ申と、世の謗りも必定に候。其上彼者は主君の御耳目をさへ恐れ憚らぬ心からは、ましてや諸傍輩の氣をかねおもはくを憚る義とては曾て無_レ之、小役人共を愛付けたとへば我が知る人近付_{チカツキ}の許へ付届を致すにも、主人の物入に致し遣はし、其向より返禮に來る音物をば、我が手前へとり込、其外來客を饗應_{ウケナシ}とても、主君の御臺所より酒の肴の菓子のと申して持運ばせ、主の物は我が物我が物は我が物と申す如くの仕形なれば、畢竟は主君の御勝手の弱りともなり、是亦御損の一つに候。右の次第を能々了簡致し主君の御念比_{オモヒゴロ}ふかく御目にかけて被_レ成に付ては、猶々我が身を謙_{ヘリクマ}り心の驕_{ウツ}りを抑へ慎しみ、兎にも角にも主君の御威光の耀く様に仕る義肝要に候。忠臣は君有る事を知て身有る事を知らず、とやらん申す古語も有_レ之由に候。初心の武士心得のため仍如_レ件。

聚 歛

奉公仕る武士、御勝手向に懸りたる諸役の義は、いかにも難義なるものに候。子細を申すに、其家中大小の奉公人を初め、城下の町人郷村の百姓に至るまで、迷惑不_レ仕して主君の御爲に罷成やう取まかなひ候は、大方の智慧才覺にては難_レ成事に候。一筋に主君の御爲と存する時は下の諸人の難義迷惑と成り又下_{シモ}つ方の悦ぶ様にばかり仕候ては、上の御勝手に悪く相成り、何れぞ一方へ障り出來申ものに候、其上いか程利根才覺_{リコネイカク}に生れ付たる武士の心にも、貪欲と申す病氣は付安きものなるゆへ、主君の御勝手向を取まかなひ、諸人の用_{モチ}ひに預り、金銀のやりくりも自由になり候へば、頓て奢り生し身のはいも致し度相成るに付、工夫をめぐらし、主君の物を取り込、分に過たる家普請道具集め振廻_{フルマヒ}數寄_スな

どを仕る。是を名付て盗臣と申候。扱又主君の御爲と申て前代の仕置の筋に違ひたる新法の簡略を仕出して、家中の難儀迷惑と罷成勘辨もなく城下の町人には過役をあて、郷村の百姓には高免を仕懸、或は向後仕置の邪魔に成り民の煩となるならす考へにも及ばず、當分眼前の利潤と見ゆる義のみを工夫仕出し、分別不役なる家老年寄出頭人などをだまし勸めて是を吞込せ、其取成を以て筋なき加増褒美を申受、もしも其新法不益にして不調法になる時は、件の家老年寄の差圖損ひの如く仕なして、己は其人の陰に隠れて罪科をのがれ、迷惑致さぬ分別を仕る。如此なるを名付て聚斂の臣と申候。右に申す盗臣の義は武士に似合ざる主君の物を盗み取り、不届沙汰を限りたる義とは申ながらも、天罰を蒙り、それが顯はれ候て、身命を喪ばし其者壹人獨り轉びをさへ仕れば事濟埒も明て、諸人の難義迷惑となる事もなく、勿論仕置の邪魔國土の煩にも罷成義は、左のみ無之ものにて候。聚斂の臣と申す者は、普く人の傷みになる義をあみ出し、重ねて致し直しの成兼る様なる國家政道の邪魔になる義をも致し初る物にて様へば、たとひ己が身につく私欲取込を致さず共、罪科此上有べからず候。さればこそ古賢の言葉にも聚斂の臣あらむよりはむしろ盗臣あれと有之げに候。抑武士の身にとりて、盗臣の名を蒙るより外に重き悪事は無之様に存じ候得共、右の詞を承り候へば、罪科の至極は聚斂の臣に止り申候。然れば盗臣の科に首を斬り候に於ては、聚斂の臣をば磔には懸申度物に候。但し古は聚斂の臣と盗臣とは別々の様子なればこそ、聚斂の臣よりは盗臣を勝しかといふ批判も相聞え候。近世に

至り候ては、聚斂の臣にして而も又盗臣の所行をも相兼、表向は主人の御爲を致す面を致して、内證は己が勝手になる様にばかり調義仕る、是を聚斂盗臣を合せたる大賊とは申にて候。箇様の大罪人の義ならば、いか様の罪科に申行ひて可然か批判に及びがたく候。初心の武士心得のため仍如件。

支配頭

番頭支配頭の下に付て、奉公勤る小身の武士、我が頭たる面々の心入、又は組あたりの善惡の義は、其身に引受、能合點致し罷在るに付我々など若も武士の冥理に叶ひ、立身を遂げて組をも預る仕合にも罷成に於ては、組下の面々を形の如く勞はり懷けて、主君の御用に相立べし。勿論依怙最負などは毛頭も仕るまじき物をと、人々存する物に候。然れども其身段々立身致して番頭支配頭になり上り候へば、前方の心入と相違致すものにて候。織田家の佐久間、羽柴家の魚住など申す輩、小身の時は随分の好き武士に候ひしが、大身と成て後、分別相違致して、主君の見かぎりを蒙り身上亡び候。是等よき先證と存候。初心の武士心得のため仍如件。

惰懈

主君を持たる武士、初條にも申述る如く、今日在て明日を知ぬ身命に候得ば、日毎にけふを奉公のい

たし納めとさへ覺悟仕れば、物に退屈もなく諸事を投やりに不仕、何事も皆其日拂ひに仕るを以て不念失念と申義も無之道理に候。然るに行末永き奉公と存するから事起りて、物に退屈仕り、それより心もゆるみ氣も怠り、事の緩やかなる義は申すに及ばず、たとひきはきはと相談を遂て罅を明すしては叶はざる事も、それは明日の義、是は重ねての事と打やり投やりに仕り、或は同役仲間にも、彼方へはね此方へぬり、誰ひとり身に引懸て世話のやき手もなければ、諸事はいやが上にかさなりつかへて、不埒なる事のみ多く成行候は、是皆行末の月日を頼みに存するより起る過ちにて、尤恐れ慎しむべき事に候。たとへば月幾日と番日の定れる勤めならば、我が宿所よりの道法と日の長短とを考へ計り、交代の時刻より少し早めに出候様に心得べく候。迎も出べき勤番所へ、出がらかひを仕り、茶を一服煙草を一ふくと申てぶらつき、或は女房子供と一口づゝの雑談に時を移して、宿を遅く出ては俄に狼狽、行違ふ人の見さかひもなき程道を急ぎ、大汗を流して番所へ馳付寒中にも扇を遣ひながら、ちと不叶用事有りて遅く罷出候など、申すなどは、空氣たる事と可申候。武士の勤番と申すは警衛の義なれば、何様の義たりといふ共、私用を以て遅參に及ぶべき義は無之候。扱又右の心得を以て、我が身はいつとも早く出勤致すといへ共、相手替りの傍輩の遅く出るを待兼、もも尻に成りて大欠を仕り、主君の御館の内にはしばらくも居る事をいやがり、歸りいそぎを仕るも、近頃見苦しきものに候。初心の武士心得のため仍如件。

處 變

道中の川越舟渡しに於て、大名との出會に、双方の家來口論に及て申つものり、互の方人多く成て喧嘩に及び候は、其時の様子次第にて主人と主人の出入と罷成義可有之、もし双方主人の出入と申すに成ては、落着の所計り難く候。然れば禍は下より起ると心得、主人の御供道中にては、猶以て物を大事にかけ、我身は申すに及ばず、諸傍輩にも氣を付、理不盡の仕形無之様にと下々へも能々申付る心得肝要に候。且又江戸において主君の御供仕りてありき候に、他の大名衆と途中行違ひの時、双方先供の若者共口論を仕出し喧嘩に及ぶ節は、早く氣を付、道具持の手前より主人の御持鎗を受取、御側近く持て罷在、事の成行様子を見合せ、彌鎮りかね諸士残らず抜刀の仕合に及ぶ時は、御駕籠の側へ御馬を牽寄せて、早速召させまいらせ御鎗の鞘を脱して渡し奉り、其身も抜刀に成て働くと覺悟尤に候。扱又主君御振舞などの御供して參り候節、御座中に於て不慮の義出來致し、御座敷の體騷動と見及び候に於ては、刀を手に玄關へ上り、取次の者に出會、某義は誰が家來何某と申ものにて候、何とやらん御座敷の體物騷がしく相聞へ候に付、主人の義を無心許存じ是迄罷上り候旨可申、取次の者の返答には、させる義にては無之候得共、御氣遣の段は御尤に候。其許の御主人様の御事は御別條無御座候間少しも御氣遣無之様にと、御傍輩中へも御演說被成候へなど、可申候。然らば先以大

慶仕候。左候は、主人を御呼出御逢せ給り候様にと申断り、主君へ御目に掛退出尤に候。初心の武士心得のため仍如件。

述 懐

奉公仕る武士、何事にもあれ主君の御爲に對し、一廉ある奉公を仕り、我が心にも天晴一奉公をば勤めたりと存じ、人も感じ譽るといへ共、主君の御心には左程の事とも思召入れざるにや、又は御心底には感じ思召といへ共、何ぞ外に相障る事も有之やらん、異なる御恩賞もなく功勞空しく埋るゝに付、心底に不足を挾さみ、御情なき事と述懐たらだらにて、身に染ぬ奉公を致すものは兎角に及ばず心得違の事に候。戦國の武士の一生の間幾度といふ事なく軍に立、主君大將の御爲に身命を抛ち手柄高名を極めたる前に於ては、中々口のきかるゝ義にては無之候。子細は何を申ても治國の奉公と申すは、疊の上を這廻り、互ひに手の甲をさすり舌先三寸の勝負を争ふのみの善惡にて、身命をかけそくの働としては、先づは無之事に候。尤忠義の志に於ては、戦國にても治國にても替る事は無之、勿論奉公する武士の役義に候。それを奇特と有て御賞美可被成も被成間敷も、其段は主君の御心次第にて、自分は自分の役義を務るとさへ覺悟致し候得ば、事相濟、何にても不足述懐と申義無之道理に候。初心の武士心得のため仍如件。

忠 死

奉公を勤る武士、主君の御恩情を深厚に罷蒙り、其御恩を報じ奉り様無之、せめては殉死なり共仕り度存するといへ共、公義の御法度なれば其義も不叶、さればとて疊の上に於て人並の奉公を勤めて一生を過すと申すは、心外の至りなり。あはれ何事にもあれ諸傍輩の腕先に叶ひがたき奉公所もあれかし。身命を抛ち是非仕り上べき物をと心底に思ひ定めたる者有之候は、殉死には百双倍も優り主君の御爲は申すに及ばず、家中大小の諸奉公人までの援ひともなり、忠義勇の三つを兼備へて、末世の武士の手本共可罷成一品有之候。其子細を申すに、大身の家には必久しき怨靈有之物に候。其怨靈の祟をなすに其品二有之、一には其家代々の家老年寄の中に、忠義勇兼備り後々は必定主君の御用に相立、家中末々の爲にも可罷成とて、諸人の譽事に預る若手の武士、不慮の怪我を致して相果るも、又時の流行煩などにて若死を致し、主人に事を欠せ申候。武田信玄の士大將甘利左衛門が馬より落て若死を致したるを、是則武田の家久しき怨靈なりと高坂彈正が悔みし類に候。二つには其家の家老年寄其外近習の士の中に於て、主君の御氣に入、外には並ぶ者もなく出頭致す士の心に入かはり主人の心を惑はし、非義非道の行ひをさせ申す類ひに候。扱右出頭の士主君の心を惑はし候に、大體六つの品有之候。一つには主君の御耳目を塞ぐ分別を仕り、己が同役同職たり共、外々の者は存

寄を申事ならず、たとひ申ても御用ひ不_レ被_レ成様に致し成し、其家の大事小事共に己一人して申承るに付、主君には此者なくてはと思召様に仕なすものに候。二つには近習徘徊の士の中に、少しは志も有_レ之主君の御爲にも可_レ罷成_一と見ゆる物をば、左右に事を寄せて役儀改め、御側を遠ざけ、己が由緒有_レもの又は手前へ心を寄せ、追征輕薄を致し、我が申付る義をいやと言ぬ者のみ取持て近習の役人となし置、己が身の奢り私を致す義を主君の御耳へ入ぬ様にと分別仕り候。三つには、主君の御心を盡かし且は内縁の爲にもと存するを以て、兎角御子孫御相續に増たる義無_三御座_一と申立、何者の娘子供といふ吟味もなく、美目貌さへよくばと申して女中集を致し、其外琴ひき三線ひき舞子踊子など申す類ひの者迄をも抱へ集め、時折節の氣延氣晴しには無て叶ひ不_レ申と誘めまゐらすに付、元來不足に生れ付被_レ成たる主君の義は申に及ばず、才智發明なる御生れ付にても、色の道には迷ひ易きを以て頓て御分別相違あられ、其戯れを面白きと思召付ては止事なく次第に物ごく成り、後々は晝夜の界もなく亂舞の跡は必酒宴と申様に成行、ひたすら奥ばいりのみ被_レ成に付、表向家中の用事領内の仕置をば悉皆餘所事の様に思召御心に染す、外の家老年寄などの御前へ罷出度と申すをばいやがり被_レ成、萬づの義を件の壹人を以て罅を明け被_レ成に付、其者の威勢は日々に盛になり、外の家老年寄は有_レ無_レの様子に成り、肩身を窄めて閉口仕り、萬端に付宜しからぬ家風と成行候。四つには右の様子なれば、人の知らぬ内證にて費の物入多く、償ひの致し方無_レ之に付ては、前代の仕置に背きたる新法の簡略を出し、

爰にせこを入彼所にさつとを込め、家中へ渡すべき物をも渡さず、下の諸人大きに痛み苦しむ、迷惑仕る勘辨は毛頭無之、主君の事は被_レ成度まゝの費修りを被_レ成候故、家中大小の諸奉公人口に出してこそ言はね、心には各不足を抱き、誰壹人身に染て忠義を勵む者も無_レ之ものに候。五つには大名たるもの弓矢の道を不沙汰可_レ被_レ成様としては無_レ之候得共、件の壹人武道不心懸にて、かゝる芽出度靜謐の御代には武備の吟味穿鑿には不_レ可_レ及と申すに付、元來不嗜なる家中の諸人、それを好事に致して武藝を務めず、武具兵具の用意も致さず、何事も只當座の間さへ合ばよきぞと申す家風なれば、其御先祖に世に聞えある名將のおはしましたる家柄の様には少しも無_レ之、只明日にも事の變有_レ之に於ては大きに狼狽騒ぎたるばかりにて事の罅は一つも明兼可_レ申と、覺束なき次第に候。六つには主君の御事、遊興酒色に長じ被_レ成に付、次第に御氣随もつり剩へ病身にまで御成候へば家中の諸士氣を屈し心のまめしげなく、一日暮しの様子なれば、世間の取沙汰上の思召不_レ可_レ然、畢竟のつまり主君の御身上にも相障り可_レ申か、然れば大きな物怪也。其根取を仕る件の壹人は、當家の惡魔主君の怨敵と申て、家中こぞりて是を惡み候へ共、十人が九人迄も其者の惡事を申立、公事沙汰に取結び、手を汚さず、舌先の勝負にして、本意を遂べきといふ分別相談の外無_レ之、左候ては、中々内證にて埒明す。主君の御一門方の御取扱と成り、それより事重く成行、畢竟は公義の御沙汰共不_レ罷成_一しては不_レ叶候。昔が今に至るまで大名の家の仕置を被_レ成兼、公義の厄介と成り其事の濟たる上に於て、主人の

身上の相立たる例としては無^レ之、角^ツを直すとて牛を殺し、鼠を狩とて社^{ヤシロ}を焼く喩の如く、主人の御身上は潰し、家中大小の諸奉公人は皆々流浪の身と成果申候。斯る時、前に申す當家の悪魔主君の怨敵たる件の大悪人を執^トて押へ、胴腹を剗^テり候とも又は元首^{モトクビ}を刎^ネ捨候共、心の儘に仕澄^シして埒^マを明け、我が身は即座に切腹を遂げ相果最に候。然る時は何の出入公事沙汰と申義も無^レ之、主君の御身上に相障る義も無^レ之、家中の諸人も安堵致し國家安泰に候。爰を以て殉死には百双倍も優り忠義勇の三つに相叶ひ末代の武士の手本共可^ニ罷成^一一品とは申にて候。初心の武士心得のため仍如^レ件。

文 雅

武士道は剛強の意地あるを第一と仕るは勿論の義に候得共、片向に強き計りにては何とやらん農人上りの武士を見る様にて不^レ可^レ然候。學問は勿論、其餘暇には、歌學、茶の湯など少しづゝは相心得罷在度事にて候。先學問無^レ之候ては古今の道理を辨^ワへ可^レ申様無^レ之に付、其身何ほど世智賢くさし當り利發にても、事に臨み差支多きものに候。異國本朝の義を粗々覺悟いたし、時と所と位との三つをよ^ク考へ合せて、其宜きに隨ひ事を取計らひ候へば、物に致し毀^ツひと申義は左のみ無^レ之ものに候。爰を以て學問は勿論とは申にて候。但し心得悪しく候へば、大方は我慢になり、無學文盲なる者をば、目八分に見こなし、其上異國最負をいたし、何もかも唐流^{カウリウ}を善しと心得、たとひ道理は善にもせよ本

朝の今時には用ひ難きといふ勘辨もなく、片情^{カタコウ}を張りて物を申す様なるは散々^{サンザン}の事に候。爰を分別致して學問尤に候。次に歌學の義は和朝の風俗にして、古今の名將勇士の中に歌道の達人も有^レ之候。然れば小身の武士たりとも歌道に立入、折にふれたる腰折^{コソヅレ}の一首も綴り候程にはあり度事に候。然れ共萬事を抛ち歌學のみを専らと致す時は、いつとなく心も貌^{カモチ}もなま和らかに、公家侍^{キョウカサマ}を見る様になりて武士の風俗を取失ふものにて候。就^ス中今時世にもてはやし候俳諧^{ハイサイ}など數寄過^{スギ}候へば、隔意^{キヤクイ}がましく傍輩の出會に於ても、やゝもすれば輕口^{カルクチ}出來口秀句^{クシウク}などを申し、當分は一座の興にも成り候へ共、武士たる者は慎むべきに候。惜て茶の湯の義も京都將軍家の時代より専ら武家の遊びとなり候へば、たとひ我が手前にてこそ數寄^{スギ}を致さずとも、人の許へ招れ、或は貴人高位の御相伴^{ゴシヤン}などにも參る間敷に非ず、左様の刻^{キタメ}、路次^{ロジ}入數寄屋^{イリスギヤ}入の次第^{トコロドコロ}所々の飾り置合せの見様、或は料理の給様^{ケイサマ}、茶の飲様にも、種種の心得有^レ之由なれば、茶道^{サドウカ}方に於て指南を受、少しは學び置可^レ然候。其上數寄屋の義は世間の富貴榮耀を離れ、幽居閑栖の境界を樂しむを以て、いか程繁榮の地又は官家の内たり共、庭には山林溪谷の風景を寫し、竹の椽^{スガ}、皮付^{カヒツキ}の柱、荻^{カヤ}ふける軒端^{ノキバ}、下地窓^{シノマド}、篠^{シノ}すだれ、猿^{サル}戸、しおり戸等の佗たる粧^{ヨウ}ひを宗^{ムネ}と仕り、其外茶具會席の具に至るまで美麗を好まず、専ら塵世を厭ひ避けて偏へに清閑自然の象^{シヨウ}を樂しむを以て本意と仕り候へば、武士道の氣味を甘^{アマ}なふ爲め助け共可^ニ罷成^一様にも被^レ存候。然ればたとひ茶たつる所をしつらひ候共、新筆の掛物、今焼^{イマヤキ}の茶入茶盃^{チャウ}土罐^{ツツ}子等の輕き茶具を用ひて、

佗茶の湯を樂しむほどの義は悪しきにあらず候。然れ共萬事輕きが重くはなり易く、程なく奢オホが付て人の所持致す蘆屋アシヤの釜を見ては、手前の土釜がいやになり、それにつれて一切の茶具共に次第に好ヨキものを欲しくなり、いつしか堀出しの心懸となり、目利メリを仕習シナひ、價少アムヒクなにて宜しき道具を取出す分別を仕り、或は人の許に何ぞしほらしき物もあれば平所望ヒラシヨウを仕り、又は道具替などに致すとも我が方へ徳を取る分別を專一と仕り、悉皆とり賣中ウリナカ買など申す町人の意地に均しき様子にて武士道の正義を取失ひ、大きに悪しき人柄と罷成候。左様の數寄者スヤシヤとならむよりは一向茶道不案内にて濃茶コヒヤとやらんはいか様に飲といふを存せぬ程の不調法にても、それは武士道の抑へには成らぬ事に候。初心の武士心得のため仍如件。

おろかなる筆のすさみも直かれと

子をおもふ親のかたみとは見よ

武道初心集下卷終

孝經(原漢文)

開宗明義章第一

仲尼居し、曾子侍せり。子曰く、先王、至徳要道あり、以て天下を順にす。民用て和睦し上下怨むことなし。汝之を知るか。曾子席を避けて曰く、參、不敏なり、何ぞ以て之を知るに足らむ。子曰く、夫れ孝は徳の本なり。教の由て生ずる所なり。座に復れ、吾汝に語らむ。身體髮膚之を父母に受く、敢て毀傷せざるは孝の始なり。身を立て道を行ひ、名を後世に揚げて以て父母を顯はすは孝の終なり。夫れ孝は親に事ふるに始まり、君に事ふるに中し、身を立つるに終る。大雅に云く、爾の祖を念ふことなからむや。聿に厥の徳を脩むと。

天子章第二

子曰く、親を愛する者は敢て人を惡ニクまず。親を敬する者は敢て人を慢アチらず。愛敬親に事ふるに盡して、徳教百姓に加はり、四海に刑イす。蓋し天子の孝なり。甫刑に云く、一人慶ケイあれば、兆民之に頼ると。

諸侯章第三

上に在りて驕らざれば高くして危からず。節を制し度を謹めば満ちて溢れず。高くして危からざるは、長く貴を守る所以なり。富貴其の身を離れず、然して後能く其の社稷を保ち、其の民人を和す。蓋し諸侯の孝なり。

詩に曰く、戰戰兢兢として、深淵に臨むが如く、薄氷を履むが如しと。

卿大夫章第四

先王の法服に非れば敢て服せず、先王の法言に非れば敢て道はず、先王の德行に非れば敢て行はず。是の故に法に非れば言はず、道に非れば行はず。口に擇ぶの言なく、身に擇ぶの行なし。言、天下に満つるも口過なく、行、天下に満つるも怨惡なし。三つの者備はり、然して後能く其の宗廟を守る。蓋し卿大夫の孝なり。

詩に曰く、夙夜懈らず、以て一人に事ふと。

士人章第五

父に事ふるに資りて以て母に事ふ、而して愛同じ。父に事ふるに資りて以て君に事ふ。而して敬同じ。故に母には其の愛を取り、君には其の敬を取る。之を兼ねる者は父なり。故に孝を以て君に事ふれば則ち忠なり。敬を以て長に事ふれば則ち順なり。忠順失はず、以て其の上に事へ、然して後能く其の祿位を保ち、其の祭祀を守る。蓋し士の孝なり。

詩に云く、夙に興き夜に寐ね、爾の所生を忝むることなかれと。

庶人章第六

天の道を用ひ、地の利を分ち、身を謹み用を節し、以て父母を養ふ。此れ庶人の孝なり。故に天子より庶人に至るまで、孝終始なくして、及ばざるを患ふる者は、未だこれ有らざるなり。

三才章第七

曾子曰く、甚しい哉孝の大なるや、子曰く、夫れ孝は天の經なり、地の義なり、民の行なり。天地の經にして、民是に之に則る。天の明に則り、地の利に因りて、以て天下を順にす。是を以て其の教肅ならずして成り、其の政嚴ならずして治まる。先王、教の以て民を化すべきを見るや、是の故に之に先んずるに博愛を以てして、民其の親を遺ることなし。之に陳ぬるに徳義を以てして、民興行

す。之に先んずるに敬讓を以てして、民争はず。之を導くに禮樂を以てして、民和睦す。之に示すに好惡を以てして、民禁を知る。

詩に曰く、赫々たる師尹、民具に爾を瞻ると。

孝治章第八

子曰く、昔者、明王の孝を以て天下を治むるや、敢て小國の臣を遣れず、而るを況んや公侯伯子男に於てをや。

故に萬國の懽心を得て以て其の先王に事ふ。國を治る者は、敢て鰥寡を侮らず、而るを況んや士民に於てをや。故に百姓の懽心を得て、以て其の先君に事ふ。家を治むる者は、敢て臣妾の心を失はず、而るを況んや妻子に於てをや。故に人の懽心を得て、以て其の親に事ふ。夫れ然り故に生には則ち親之に安んじ、祭には則ち鬼之を享く、是を以て天下和平にして、災害生せず、禍亂作らず、故に明王の孝を以て天下を治むるや此の如し。

詩に曰く、覺たる德行あり、四國之に順ふと。

聖治章第九

曾子曰く、敢て問ふ、聖人の徳以て孝に加ふることなきか。子曰く、天地の性、人を貴しとなす。

人の行は孝より大なるはなし、孝は父を嚴にするより大なるはなし。父を嚴にするは、天に配するより大なるはなし。則ち周公は其の人なり。昔者、周公、后稷を郊祀し、以て天に配し。文王を明堂に宗祀し、以て上帝に配す。是を以て四海の内各々其の職を以て來り祭る。夫れ聖人の徳又何を以て孝に加へんや。故に親、膝下に生じ、以て父母を養ひ、日に嚴にす。

聖人嚴に因りて以て敬を教へ、親に因りて以て愛を教ふ。聖人の教肅ならずして成り、其の政嚴ならずして治る。其の因る所の者は本なり。父子の道は天性なり、君臣の義なり。父母之を生む、續くこと、焉より大なるはなし。君親しみて之に臨む、厚きこと、焉より重きはなし。故に其の親を愛せずして他人を愛する者之を悖徳といふ。其の親を敬せずして他人を敬する者之を悖禮と云ふ。順を以てすれば則り、逆なれば民則ることなし。善に居らずして皆凶徳に在り。志を得と雖も君子貴ばざるなり。君子は則ち然らず。言は道ふべきを思ひ、行は樂むべきを思ひ、徳義尊ぶべく、作事法るべく容止觀るべく、進退度とすべく、以て其の民に臨む。是を以て畏れて之を愛し、則りて之に象る。故に能く其の徳教を成し、其の政令を行ふ。

詩に曰く、淑人たる君子其の儀式はすと。

紀孝行章第十

子曰く、孝子の親に事ふるや、居には其の敬を致し、養には其の樂を致し、病には其の憂を致し、喪には其の哀を致し、祭には其の嚴を致す。五者備はりて然る後能く親に事ふ。親に事ふる者は上に居て驕らず、下となりて亂れず、醜に在りて争はず。上に居て驕れば則ち亡ぶ。下となりて亂れるば則ち刑せらる。醜にありて争へば則ち兵せらる。三つの者除かれずば、日に三性の養を用ふと雖も猶不孝なるなり。

五刑章第十一

子曰く、五刑の屬三千、罪不孝より大なるはなし。君を要する者は上をなみす。聖人を非る者は法をなみす。孝を非る者は親をなみす。此れ大亂の道なり。

廣要道章第十二

子曰く、民に親愛を教ふるは孝より善きはなし。民に禮順を教ふるは悌より善きはなし。風を移し俗を易ふるは樂より善きはなし。上を安んじ民を治むるは禮より善きはなし。禮は敬のみ。故に其の

父を敬すれば、則ち子悦ぶ、其の兄を敬すれば則ち弟悦ぶ。其の君を敬すれば則ち臣悦ぶ。一人を敬して千萬人悦ぶ。敬する所の者は寡くして、悦ぶ者は衆し。此を要道と謂ふなり。

廣至德章第十三

子曰く、君子の教ふるに孝を以てするや、家ごとに至りて、日ごとに之を見るにあらざるなり。教ふるに孝を以てするは、天下の人の父たる者を敬する所以なり。教ふるに悌を以てするは、天下の人の兄たる者を敬する所以なり。教ふるに臣を以てするは、天下の人の君たる者を敬する所以なり。

詩に曰く、愷悌の君子は、民の父母なりと。至徳に非れば、其れ孰か能く民を順にすること、此の如く其れ大なる者ならんや。

廣揚名章第十四

子曰く、君子の親に事ふるや孝、故に忠、君に移すべし。兄に事ふるや悌、故に順、長に移すべし。家に居るや理、故に治、官に移すべし。是を以て行、内に成りて名後世に立つ。

諫争章第十五

曾子曰く、夫の慈愛恭敬、親を安んじ、名を揚ぐるが若きは、則ち命を聞けり。敢て問ふ、子、父の令に従ふ、孝と謂ふべきか。子曰く、是れ何の言ぞや、是れ何の言ぞや。昔者天子、争臣七人あれば、無道と雖も天下を失はず。諸侯、争臣五人あれば、無道と雖も其の國を失はず。大夫、争臣三人あれば、無道と雖も其の家を失はず。士、争友あれば則ち身、令名に離れず。父争子あれば則ち不義に陥らず。故に不義に當れば則ち子以て父に争はざるべからず。臣以て君に争はざるべからず。故に不義に當れば則ち之を争ふ。父の令に従ふ。又焉んぞ孝たるを得ん。

應感章第十六

子曰く、昔者明王、父に事ふるや孝、故に天に事ふるや明なり。母に事ふるや孝、故に地に事ふるや察なり。長幼順なり。故に上下治まる。天地明察なれば神明彰はる。故に天子と雖も必ず尊あるなり。父あるを言なり。必ず先あるなり。兄あるを言ふなり。宗廟敬を致すは親を忘れざるなり。身を脩め行を慎しむは先を辱かしむるを恐るゝなり。宗廟敬を致せば鬼神著はる。孝悌の至り神明に通じ、四海に光き通せざる所なし。

詩に曰く、西より東より、南より北より、思うて服せざるなしと。

事君章第十七

子曰く、君子の上に事ふるや、進みては忠を盡さんことを思ひ、退きては過を補はんことを思ふ、其の美を將順し、其の悪を匡救す。故に上下能く相親しむなり。

詩に云く、心に愛せば、還しと謂はず。中心之を藏せば何れの日か之を忘れんと。

喪親章第十八

子曰く、孝子の親を喪ふや哭、懐せず、禮、容なし。言、文ならず、美を服して安からず、樂を聞きて樂しません、旨を食して甘からず、此れ哀戚の情なり。三日にして食し、民をして死を以て生を傷ふことなく、毀して性を滅せざらしむ。此れ聖人の政なり。喪三年に過ぎず、民に終りあるを示すなり。之が棺槨衣衾を爲りて之を擧げ、其の簠簋を陳ねて之を哀戚す。僻踊哭泣して哀しみを以て之を送る。其の宅兆を卜して之を安措す。之が宗廟を爲りて、鬼を以て之を享す。春秋祭祀して、時を以て之を思ふ。生けるには事ふるに愛敬し、死せるには事ふるに哀感す。生民の本盡せり。死生の義備はれり。孝子の親に事ふること終はれり。

孝 經 終

坐 禪 用 心 記 (原 漢 文)

瑩 山 禪 師

夫れ坐禪は直に人をして心地を開明し、本分に安住せしむ。是を本來の面目を露はすと名づけ、亦本地の風光を現はすと名づく。身心俱に脱落し、坐臥同じく遠離す。故に不思議不思議能く凡聖を超越し、迷悟の論量を透過し、生佛の邊際を離却す。故に萬事を休息し、及び諸縁を放下す。一切爲さず。六根作すことなし。這箇是れ誰ぞ。曾て名を知らず。身と爲すべきにあらず。心と爲すべきにあらず。慮らんと欲すれば、慮絶し、言はんと欲すれば言窮まる。痴の如く、兀の如く、山高く海深く頂を露はさず、底を見ず。縁に對せずして照す、眼は雲外に明なり。思量せずして通ず。宗、默說到朗なり。乾坤を坐斷し、全身獨露す。没量の大人は大死人の如く、一翳の眼を遮るなく、一塵の足を受くるなし。何れの處にか塵埃あらん。何物か遮障を作さん。清水本表裏なく、虚空終に内外なし。玲瓏明白にして、自照靈然たり。色空未だ分れず。境智何ぞ立たん。從來共に住して歷劫名なし。三祖大師しばらく名づけて心と爲し、龍樹尊者假に名づけて身と爲す。佛性の相を現じ諸佛の躰を表は

す。此の圓月の相は欠なく餘なし。即ち此心は便ち是れ佛也。自己の光明は古に騰り今に輝き龍樹の變相を得、諸佛の三昧を成す。心本二相なく身更に相像に異る。唯心と唯身と異と同とを説かず、心變じて身と成り、身露はれて相分る。一波纒に動て萬波隨ひ來り、心識才かに起り萬法競ひ來る。所謂、四大五蘊遂に和合し、四支五根忽ち現成す。以て三十六物、十二因縁、造作遷流し展轉相續するに至る。但、衆法を以て合成して有り。所以に心は海水の如く、身は波浪の如し、海水の外一點の波無きが如し、波浪の外一滴の水無きが如し。水波別無く、動靜異ならず。故に云く生死去來眞實の人、四大五蘊不壞の身と。今坐禪者は正に佛性海に入りて即ち諸佛の躰を標す。本有妙淨心頓に現前し本來一段の光明終に圓照す。海水都て増減なく波浪も亦退轉なし。是を以て諸佛一大事因縁の爲に世に出現し、直に衆生をして佛の知見に開示悟入せしむ。而して寂靜無漏の妙術あり、是を坐禪といふ。即ち是れ諸佛の自受用三昧なり。又三昧王三昧と謂ふ。若し一時此の三昧に安住すれば則ち直に心地を開明す。良に知る佛道の正門なることを。其れ心地を開明せんと欲する者は、雜知雜解を放捨し、世法佛法を抛下し、一切の妄情を斷絶し、一實の眞心を現成せば迷雲收り晴れて、心月新に明ならん。佛言く、聞思は猶ほ門外に處るが如し。坐禪は正に家に還つて穩坐すと。誠なる哉。夫の聞思の若きは諸見未だ休せず、心地尙滯る。故に門外に處るが如し。只箇の坐禪は一切休歇して處として通せざることなし。故に家に還つて穩坐するに似たり。而して五蓋の煩惱皆無明に従て起る。無明は己を

明めざる也。坐禪は是れ己を明むる也。縦ひ五蓋を斷すと雖も未だ無明を斷せざれば是れ佛祖に非ず。若し無明を斷せんと欲せば、坐禪辨道最も是秘訣也。古人云ふ、妄息めば寂生じ寂生すれば智現す。智現すれば眞見はると。若し妄心を盡さんと欲せば、須く善惡の思を休すべく、又須く一切の縁務を都來放捨して、心思ふことなく、身事とするなかるべし。是れ第一の用心也。妄縁盡る時妄心隨て滅す。妄心若し滅せば、不變の體現し了了として常に知る。寂滅の法に非ず。動作の法に非ず。然して有る所の技藝、術道、醫方、占相皆當に遠離すべし。況んや歌舞、妓樂、誼諍、戲論、名相、利養、悉く之に近づく可からず、頌詩、歌詠の類は自ら淨心の因縁たりと雖、而かも好で營む莫れ。文章筆硯は擲下して用ひざるは、是れ道者の勝蹟也。是れ調心の至要也。美服と垢衣とは俱に著用すべからず。美服は貪を生じ、又盜賊の畏あり。故に道者の障難となす。若しくは因縁あり、若しくは人の施與するあるも而かも受けざるは古來の嘉蹤也。縦ひ本より之あるも又照管せざれ。盜賊劫奪するも追尋慍惜すべからず。垢衣と舊衣とは浣洗補治して垢膩を去り、淨潔ならしめて、之を著用すべし。垢膩を去らすんば身冷にして病發す、又障道の因縁となれば也。然かも身命を管せずと雖、衣足らず食足らず睡眠足らざるを是を三不足と名づく。皆退惰の因縁也。一切の生物堅物乃至損物、不淨食皆之を食すべからず。腹中鳴動し、身心惱熱して打坐に煩あり。一切の美食耽著すべからず。但に身心煩あるのみにあらず、貪念免れざる所也。食は祇だ氣を支ふるに取て味を嗜むべからず。或は飽食し

て打坐すれば發病の因縁也。大小の食後輒く坐することを得ざれ。暫く少時を経て乃坐すべきに堪たり。凡そ比丘僧は必食を節量すべし。節量食は謂く分を涯る也。三分の中二分を食し一分を餘し、一切の風藥、胡麻、薯蕷等は常に之を服すべし。是れ調身の要術也。

凡坐禪の時、牆壁禪椅及屏障等に靠倚すべからず。又風烈しき處に當て打坐すること莫れ。高顯の處に登つて打坐すること莫れ。皆發病の因縁なれば也。若坐禪の時身或は熱するが如く、或は寒するが如く、或は滑なるが如く、或は堅きが如く、或は柔なるが如く、或は重きが如く、或は輕きが如く、或は驚覺するが如き、皆息調はざるなり。必ず是を調ふべし。調息の法は暫く口を開張し、長息なれば即ち長に任せ、短息なれば短に任せ、漸漸に之を調へ稍稍に之に隨ふ。覺觸來る時自然に調適す。而して後鼻息は通するに任て通すべし。心若し或は沈むが如く、或は浮ぶが如く、或は朦なるが如く、或は利なるが如く、或は室外通見し、或は身中通見し、或は佛身を見、或は菩薩を見、或は知見を起し、或は經論に通利する、是の如き等の種種の奇特、種種の異相は悉く是れ念息不調の病也。若病ある時は心を兩趺の上に安んじて坐す。心若沈昏する時は心を髮際眉間に安す。心若散亂する時は心を鼻端丹田に安す。居常に坐する時心を左掌の中に安す。若坐久しき時は必ずしも安心せずと雖心自ら散亂せざる也。復古教の如きは照心の家訓なりと雖多く之を書し之を聞くべからず。多きときは則皆亂心の因縁也。凡そ心身を疲勞するは悉く發病の因縁也。火難、水難、風難、賊難及海邊、酒肆、姪

房、寡女、處女、妓樂の邊並に打坐すること莫れ。國王大臣權勢の家、多欲名聞戲論の人にも亦之に近き住するを得ざれ、大佛事大造營は最善事を爲すと雖、坐禪を専らにする人は、之を修すべからず。說法教化を好むことを得ざれ。散心亂念はより起る。多衆を好樂し弟子を貪求するを得ざれ多行多學するを得ざれ。極明、極暗、極寒、極熱乃至游人、戲女の處並に打坐すること勿れ。

叢林の中善知識の處、深山幽谷之に依止すべし。綠水青山是經行の處。谿邊樹下是澄心の處也。無常を觀じて忘るべからず。是れ探道の心を勵ます也。坐褥は須く厚く敷くべし。打坐安樂也。道場は須く清潔なるべし。而して常に香を燒き華を献すれば則護法善神及佛菩薩影向して守護する也。若し佛菩薩及羅漢の像を安置すれば、一切の惡魔鬼魅其の便を得ざる也。常に大慈大悲に住して坐禪無量の功德を一切衆生に回向して憍慢我慢法慢を生ずる莫れ。此れは是れ外道凡夫の法也。誓て煩惱を斷じ、誓て菩提を證さんと念ひ、只管打坐して一切不爲なる、是坐禪の要術也。

常に目を濯ひ足を洗ひ身心間靜。威儀齊整なるべし。應に世情を捨つべし。道情に執すること莫れ。法は慳む可らずと雖、然れども請せずんば説くこと莫れ。三請を守て四實に従へ。十度言はんと欲して九たび休し去り、口邊醜生じて臘月の扇の如く、風鈴虚空に懸て四方の風を問はざるが如くなるは、是れ道人の風標也。只法を以て人に貪らず、道を以て己を貢ぶらず、即ち是第一の用心也。

夫れ坐禪は、教行證に于るに非ず。而も此の三徳を兼ね。謂く證は悟を待を以て則と爲す。是れ坐

禪の心にあらず。行は眞履實踐を以てする、是れ坐禪の心にあらず。教は斷惡修善を以てする、是れ坐禪の心にあらず。禪中縦ひ教を立つれども、而かも居常の教に非ず。謂く直指單傳の道、舉鉢全く説話、語本章句を没し、意盡き理窮まる處、一言十方を盡す。絲毫も未だ擧揚せず。是豈佛祖眞正の教にあらずらんや、或は行を談すと雖又無爲の行。謂く身に所作なく、口に密誦なく、心に尋思なく、六根自ら清く清淨にして一切汚染せず。聲聞の十六行にあらず。緣覺の十二行にあらず。菩薩の六度萬行にあらず。一切爲さず。故に名づけて佛と爲す。只諸佛の自受用三昧に安住して菩薩の四安樂行に遊戯す。是れ豈佛祖深妙の行にあらずらんや。或は證を説と雖無證にして證す。是れ三昧王三昧、無生智發現三昧、一切智發現三昧、自然智發現三昧、如來智慧開發明門。大安樂行法門の所發なり。聖凡の格式を越へ、迷悟の情量を出づ。是れ豈に本有大覺の證にあらずらんや。又坐禪は戒定慧に干るにあらず。而して此三學を兼ねたり。謂く戒は是れ防非止惡なり。坐禪は擧體無二を觀じ、萬事を抛下し、諸縁を休息し、佛法世法管せず。道情世情雙忘じて是非もなく善惡もなく、何の防止か之あらんや。此れは是心地無相の戒也。定は是觀想無餘なり。坐禪は身心を脱落し迷悟を捨離して不變不動不爲不味、痴の如く兀の如く、山の如く、海の如くにして、動靜の二相了然として生せず。定にして定相なし。定相なきが故に大定と名づくる也。慧は是簡擇覺了なり。坐禪は所知自ら滅し心識永く忘す。通身慧眼、簡覺あるなく、明かに佛性を見る。本迷惑せず意根を坐斷し廓然として瑩徹す。是れ

慧にして慧相なし、慧相なきが故に大慧と名づくる也。諸佛の教門一代の所說戒定慧の中に總收せざることなし。今坐禪は戒として持せざることなく、定として修せざることなく、慧として通せざることなし。降魔、成道、轉輪、涅槃皆此の力に依る。神通妙用、放光說法盡く打坐に在るなり。且つ參禪も亦坐禪也。坐禪せんと欲せば先づ靜處宜しく、茵褥須らく厚く敷くべし、風煙をして入らしむる莫れ。雨露をして侵さしむること勿れ。膝を容るゝの地を護持し、打坐の處を清潔にせよ。昔人金剛座に坐し盤石の上に坐するの蹤跡有りと雖、亦座物有らざることなし。坐處は當に應に晝明かならず夜暗からず、冬暖に夏冷なるべし。是其の術也。心意識を放捨し念想觀を休息して作佛を圖ること勿れ。是非を管すること勿れ。光陰を護惜して頭燃を救ふが如くせよ。如來の端坐、少林の面壁、打成一片にして都て他事なし。石霜枯木に擬し、太白坐睡を責む。燒香、禮拜、念佛、修懺、看經持課を用ひず、祇管打坐して始て得んと。大抵坐禪の時は袈裟を搭くべし。略すること莫れ。蒲團は全く跣坐を支ふにあらず。跣坐の半ばよりして後は脊骨の下に至る。是佛祖の坐法也。或は結跏趺坐、或は半跏趺坐。結跏の法は先づ右の足を以て左の脛の上に置き、左の足を以て右の脛の上に置いて寛く衣物を繫て齊整ならしむべし。次に右の手を以て左の足の上に安し、左の手を以て右の手の上に安し兩手の大指相ひ拄へて身に近づき、拄指の對頭當に臍に對して安すべし。正身端坐して左に側ち右に傾き前に躬まり後に仰ぐことを得ざれ。耳と肩と鼻と臍と必俱に相對し、舌は上腭を拄へ、息は鼻よ

り通し、唇齒相著て眼は須く正しく開くべし。張らず微めず。是の如く調身し已て欠氣して安息す。所謂口を開て氣を吐くこと一兩息也。次に須く坐定して身を搖すこと七八度し、麤より細に至て兀兀として端坐すべし。此に於て箇の思量底を思量す。如何か思量せん。謂く非思量此れ乃坐禪の要法也。直に須く煩惱を破斷して菩提を親證すべし。若定より起んと欲せば先づ兩手を兩膝の上に仰ぎ安んじながら、身を搖がすこと七八度して細より麤に至り、口を開き氣を吐き兩手を伸て地を捺て輕に坐を起つて、徐々として行歩す。須く順轉し順行すべし。坐中若し昏睡來らば常に身を搖がし、或は目を張り、又は心を頂上と髮際と眉間とに安んず。猶未だ醒めざる時は、手を引いて應に目を拭ふべし、或は身を摩す、猶未だ醒めざる時は座を起て經行す。正に順行を要す。順行して若し一百許歩に及ばば、昏睡必醒めん。而して經行の法は一息恒に半歩なり。行も亦行かざるが如く、寂靜にして動かす。是の如く經行するも猶ほ未だ醒めざる時は、或は目を濯ひ、頂を冷し、或は菩薩戒の序を誦し、種々方便して睡眠せしむること勿れ。常に生死事大無常迅速なるに道眼未だ明ならず。昏睡何ぞ爲さんと觀すべし。昏睡頻りに來らば應に發願して業習已に厚し、故に今睡眠蓋を被る。昏蒙何れの時か醒めん。願くば佛祖大悲を垂れて、我昏重の苦を抜くことをと云ふべし。

心若し散亂する時は、心を鼻端丹田に安して、出入息を數へ、猶ほ未だ休まざる時は、須く一則の公案を提撕擧覺すべく、謂く是れ何物か恁麼に來る。狗子無佛性、雲門の須彌山、趙州の拍樹子等の

沒滋味の談是れ其所應也。猶ほ未だ休まざる時は、一息截斷、兩眼永閉の端的に向て打坐工夫し、或は胞胎末生、不起一念已前に向つて行履工夫せよ。二空忽ち生じて散心必歇ん。

定を起つて後思量せずして威儀を現はす時は、見成即公案なり。回互せずして修證を成す時は公案即見成なり。朕兆已前の消息なり。空劫那畔の因縁、佛佛祖祖の靈機樞要唯此一事也。直に須く休し去り、歇め去り、冷湫湫地し去り、一念萬年にし去り、寒灰枯木にし去り、古廟香爐にし去り、一條白練にし去る。至禱至禱。

坐禪用心記終

一生成佛鈔

日蓮聖人

夫無始の生死を留めて、此度決定して、無上菩提を證せんと思はゞ、須らく衆生本有の妙理を觀すべし。衆生本有の妙理は妙法蓮華經是也。故に妙法蓮華經と唱へ奉れば、衆生本有の妙理を觀するに於ける也。文理眞正の經王なれば、文字即實相也。實相即妙法也。唯所詮一心法界の旨を説顯はすを妙法と名く。故に此經を諸佛の智慧とは云也。一心法界の旨者十界三千の依正色心非情草木虛空刹土いづれも除かず塵も残らず一念の心に收めて、此一念の心法界に徧滿するを指て萬法とは云也。此理を覺知するを一心法界とも云なるべし。但し妙法蓮華經と唱へ持つとも、若己心の外に法ありと思はゞ全く妙法にあらず麤法なり。麤法は今經にあらず。今經にあらずれば方便也權門也、方便權門の教ならば成佛の直道にあらず、成佛の直道にあざれば、多生曠劫の修行を経て、成佛すべきにあざざる故に一生成佛叶ひがたし。故に妙法と唱へ蓮華と讀ん時は、我一念を指て妙法蓮華經と名くるぞと深く信心を發すべき也。都て一代八萬の聖教三世十方の諸佛菩薩も我心の外に有とはゆめ／＼思ふべか

らず。然れば佛敎を習ふといへども、心性を觀せざれば、全く生死を離るゝ事なき也。若心外に道を求めて萬行萬全を修せんは、譬ば貧窮の人日夜に隣の財を計へたれども、半錢の得分もなきが如し。然れば天台の釋の中には、若不觀心重罪不滅ニヤククフクワンシヤクガクヤウイダクとして、若心を觀せざれば無量の苦行となると判せり。故にかくの如き人をば佛法を學して外道となると恥しめられたり。爰を以て止觀には佛敎を學すと雖も還つて外見に同すと釋せり。然る間佛の名を唱へ經卷をよみ華をちらし香をひねるまでも、皆我が一念に納りたる功德善根なりと信心を取るべきなり。之に依て淨名經の中には諸佛の解脫ケダツを衆生の心行に求めて、衆生即菩提なり。生死即涅槃ネハツなりと明せり。又衆生の心けがるれば土もけがれ、心清ければ土も清しとて淨土と云ひ穢土エドと云も土に二の隔なし、只我等が心の善惡によると見えたり。衆生とも云も佛とも亦かくの如し。迷ふ時は衆生と名け悟る時をば佛と名けたり。譬ば闇鏡アンキョウも磨きぬれば玉と見ゆるが如し。只今も一念無明の迷ふ心は磨かざる鏡也、是を磨かば必ず法性眞如の明鏡と成べし。深く信心を發して日夜朝暮に又懈オホヤらず磨くべし。何様にしてか磨くべき、只南無妙法蓮華經と唱へ奉るを是をみがくとは云なり。抑も妙とは何と云心ぞや、只我一念の心不思議なる處を妙とは云なり。不思議とは、心も及ばず語も及ばずと云事なり。然れば即ちおこるところの一念の心を尋ね見れば、有りとも云はんとすれば色も質カネチもなし、又無と云はんとすれば、様々に心起る。有と思ふべきに非ず。無と思ふべきにも非ず。有無の二の語も及ばず、有無の二の心も及ばず、有無に非ずして而も有無に

偏して、中道一實の妙體にして不思議なるを妙とは名るなり。此の妙なる心を名て法とも云なり。此法門の不思議をあらはすに譬を事法にかたどりて蓮華と名く、一心を妙と知りぬれば亦轉じて餘心をも妙法と知る處を妙經とは云なり。然ればすなはち善惡に付て起り起る處の念心の當體を指て、是妙法の體と説き宣ひたる經なれば、成佛の直道とは云なり。此旨を深く信じて妙法蓮華經と唱へば、一生成佛更に疑あるべからず。故に經文には我滅度の後に於て、斯の經を受持すべし。是人佛道に於て決定して疑あることなげんとのべたり。努々ツツツツ不審フシケンをなすべからず。穴賢アナケン穴賢アナケン一生成佛の信心、南無妙法蓮華經、南無妙法蓮華經。

(建長七年日蓮花押)

一生成佛鈔終

歎異鈔

唯圓房

竊に愚案を廻して、粗古今を勘ふるに、先師口傳の眞信に異なることを歎き、後學相續の疑惑あることを思ふ。幸に有縁の知識に依らずんば争でか易行の一門に入ることを得むや。全く自見の覺悟を以て他力の宗旨を亂ることなかれ。依て故親鸞聖人御物語の趣き、耳の底に留まる所をば聊之れを註しぬ。偏に同心の行者の不審を散さんが爲なり。云々。(原漢文)

一。彌陀の誓願不思議にたすけられまいらせて、往生をばとぐるなりと信じて、念佛まうさんとおもひたつころのおこる時、すなはち攝取不捨の利益にあづけしめたまふなり。彌陀の本願には老少善惡のひとをえらばれず、たゞ信心を要とすとしるべし。そのゆへは罪惡深重、煩惱熾盛の衆生をたすけんがための願にてまします。しかれば本願を信せんには、他の善も要にあらす念佛にまさるべき善なきゆへに、惡をもおそるべからず。彌陀の本願をさまざまぐるほどの惡なきがゆへにと云々。

二。各々十餘箇國のさかひをこえて、身命をかへりみずして、たづねきたらしめたまふ御ころろざ

し、ひとへに往生極樂のみちをとひきかんがためなり。しかるに念佛よりほかに往生のみちをも存知し、また法文等（法文）をもしりたるらんと、こゝろにくゝおぼしめしおはしましてはんべらんは、おほきなるあやまりなり。もししからは南都北嶺にもゆゝしき學生（ガクシヤク）たち、おほく座せられさふらふなれば、かのひとびともあひたてまつりて往生の要よく／＼きかるべきなり。親鸞にをきては、たゞ念佛して彌陀にたすけられまいらすべしと、よきひとのおほせをかうふりて、信するほかに別の仔細なきなり。念佛はまことに、淨土にむまるゝたねにやはんべらん、また地獄におつる業にてやはんべらん。總じてもて存知せざるなり。たとひ法然上人にすかされまいらせて、念佛して地獄におちたりとも、さらに後悔すべからずさふらふ。そのゆへは自餘の行（ギョウ）をあげみて、佛になるべかりける身が、念佛をまうして地獄におちてさふらはゝこそ、すかされたてまつりてといふ後悔もさふらはめ、いづれの行（ギョウ）もおよびがたき身なれば、とても地獄は一定（ジョウ）すみかぞかし。彌陀の本願まことにおはしまさば、釋尊の説教虚言（オホシヤクキヨゴン）なるべからず。佛説まことにおはしまさば善導の御釋虚言（オシヤクキヨゴン）したまふべからず。善導の御釋まことならば、法然のおほせそらごとならんや、法然のおほせまことならば、親鸞がまうすむね、またもてむなしかるべからずさふらふか。詮（セン）するところ愚身の信心におきてはかくのごとし。このうへは念佛をとりて信じたてまつらんとも、またすてんとも、面々の御はからひなり云々。

三一。善人なをもて往生をとぐ、いはんや悪人をや。しかるを世のひとつねにいはいく、悪人なは往生す、いかにいはいはんや善人をやと、この一條一旦そのいはれあるにたれども本願他力の意趣（イシク）にそむけり。そのゆへは自力作善（サキゼン）のひとはひとへに他力をたのみこゝろかけたるあひだ、彌陀の本願にあらず。しかれども自力のこゝろをひるがへして、他力をたのみたてまつれば眞實報土（シンジツホウツ）の往生をとぐるなり。煩惱具足（ブツゾク）のわれらは、いづれの行（ギョウ）にても生死をはなるゝことあるべからざるをあはれみたまひて、願をおこしたまふ本意、悪人成佛のためなれば、他力をたのみたてまつる悪人、もとも往生（シヨクイン）の正因なり、よて善人だに往生す、まして悪人はと、おほせさふらひきと云々。

四一。慈悲に聖道（シヨウドウ）、淨土（ジョウツ）のかはりめあり。聖道の慈悲といふは、ものをあはれみ、かなしみはぐくむなり。しかれどもおもふがごとくたすけとぐるごと、きはめてありがたし。また淨土の慈悲といふは念佛していそぎ佛になりて、大慈大悲心をもて、おもふがごとく、衆生を利益するをいふべきなり。今生にいかにいとをし不便とおもふとも、存知のごとく、たすけがたければこそ慈悲始終なし。しかれば念佛まうすのみぞ、すえとほりたる大慈悲心にてさふらふべきと云々、

五一。親鸞は父母の孝養のためとて、一返にても念佛まうしたることいまださふらはず。そのゆへは一切の有情（ウツコウ）はみなもて、世々生々（ヨシヨシウツウツ）の父母兄弟なり。いづれも／＼この順次生に佛になりて、たすけさふらふべきなり。わがちからにてはげむ善にてもさふらはゝこそ、念佛を廻回（エキキョウ）して、父母をもたすけさふらはめ。ただ自力をすてゝ、いそぎ淨土のさとりをひらきなば、六道四生のあひだ、いづれの業

苦にしづめりとも、神通方便をもてまづ有縁を度すべきなりと云々。

六一。専修念佛のともがらの、わが弟子ひとの弟子といふ相論のさふらふらふこと、もてのほかの仔細なり。親鸞は弟子一人もたずさふらふ。その故は、わがはからひにて、ひとに念佛をまうさせさふらはゞこそ、弟子にてもさふらはめ、ひとへに彌陀の御もよほしにあづかりて、念佛まうしさふらふひとを、わが弟子とまうすこと、きはめたる荒涼のことなり。つくべき縁あればともなひ、はなるべき縁あればはなるゝことのあるをも、師をそむきてひとにつれて念佛すれば、往生すべからざるものなりなどといふこと不可説なり。如來よりたまはりたる信心をわがものがほにとりかへさんとまうすにや。かへすゝもあるべからざることなり。自然のことはりにあひかなはゞ、佛恩をも知り、また師の恩をも知るべきなり云々。

七一。念佛者は無碍の一道なり。そのいはれいかんとならば、信心の行者には、天神地祇も敬伏し、魔界外道も障碍することなし、罪惡も業報も感ずることあたはず、諸善もおよぶことなき故に、無碍の一道なりと云々。

八一。念佛は行者のために非行非善なり。わがはからひにて行するにあらざれば非行といふ、わがはからひにてつくる善にてもあらざれば非善といふ。ひとへに他力にして自力をはなれたる故に、行者のためには非行非善なりと云々。

九一。念佛まうしさふらへども、踊躍歡喜のこゝろをろそかにさふらふこと、またいそぎ淨土へまいりたきこゝろのさふらはぬは、いかにとさふらふべきことにてさふらふやらんと、まうしいれてさふらひしかば、親鸞もこの不審ありつるに、唯圓坊おなじこゝろにてありけり。よくよく案じみれば、天におどり地におどるほどに、よろこぶべきことを、よろこばぬにて、いよく往生は一定とおもひたまふべきなり。よろこぶべきこゝろをおさへて、よろこばせざるは煩惱の所爲なり。しかるに佛かねてしろしめして、煩惱具足の凡夫とおほせられたることなれば、他力の悲願はかくのごときのわれらがためなりけりとしられて、いよくたのもしくおぼゆるなり。また淨土へいそぎまいりたきこゝろのなくて、いさゝか所勞のこともあれば、死なんするやらんと、こゝろほそくおぼゆることも、煩惱の所爲なり。久遠劫よりいまままで流轉せる苦惱の舊里はすてがたく、いまだむまれざる安養の淨土はこひしからずさふらふこと、まことによく／＼煩惱の興盛にさふらふにこそ。なごりおしくおもへども、娑婆の縁つきてちからなくして、をはるときに、かの土へはまいるべきなり。いそぎまいりたきこゝろなきものを、ことにあはれみたまふなり。これにつけてこそ、いよく／＼大悲大願はたのもしく、往生は決定と存じさふらへ。踊躍歡喜のこゝろもあり、いそぎ淨土へもまいりたくさふらはんに、煩惱のなきやらんと、あやしくもさふらひなましと云々。

一〇一。念佛には無義をもて義とす。不可稱不可説不可思議のゆへにとおほせさふらひき。そも／＼かの

御在生のむかし、おなじことろざしにして、あゆみを遼遠レウエンの洛陽ラウヤウにはげまし、信をひとつにして、心を當來の報土にかけしともがらは、同時に御意趣をうけたまはりしかども、そのひとつにともなひて、念佛まうさるゝ老若、そのかすをしらすおはしますなかに、聖人のおほせにあらざる異義どもを近來はおほくおほせられあふて、さふらふよしつたへうけたまはる。いはれなき條々の仔細のこと。

二一、一文不通のともがらの念佛まうすにあふて、なんぢは誓願不思議を信じて念佛まうすか、また名號不思議を信ずるかと云ひおどろかして、ふたつの不思議の子細をも、分明に云ひひらかずして、人の心をまどはすこと。この條かへすゝも心をとめて、おもひわくべきことなり。誓願の不思議によりて、たもちやすくとなへやすき名號イウゴフを、案じいだしたまひて、この名字をとなへんものを、むかへとらんと御約束あることなれば、まづ彌陀の大悲大願の不思議にたすけられまいらせて、生死をいづべしと信じて、念佛まうさるゝも如來の御はからひなりとおもへば、すこしもみづからのほからひまじはらざるがゆへに、本願に相應して、眞實報土に往生するなり。これは誓願の不思議を信じたてまつれば、名號の不思議も具足して、誓願名號の不思議ひとつにして、さらにことなることなきなり。つぎにみづからのほからひをさしはさみて、善惡のふたつにつきて、往生のたすけさはり二様におもふは、誓願の不思議をばたのますして、わが心に往生の業をあげみて、申すところの念佛をも自行になすなり。このひとは名號の不思議をもまた信せざるなり。信せざれども邊地懈慢ヘンヂケマン疑城胎宮ギョウジヨウにも

往生して、果遂ケツスエの願のゆへに、つゝに報土に生ずるは、名號不思議のちからなり、これすなはち誓願不思議のゆへなれば、たゞひとつなるべし。

三二、經釋キョウシヤクをよみ學ガクせざるともがら、往生不定のよしのこと、この條すこぶる不足言の義といひつべし。他力眞實のむねをあかせる、もろゝの聖教は、本願を信じ、念佛をまうさば佛になる、そのほかににの學問かは、往生の要なるべきや、まことにこのことはりに迷ひはべらん人は、いかにもく學問して本願のむねをしるべきなり。經釋をよみ學すと云へども、聖教の本意をこゝろえざる條、もとも不便フビニのことなり。一文不通にして、經釋のゆくちも知らざらんひとの、となへやすからんため名號にておはしますゆへに易行といふ。學問をむねとするは聖道門なり。難行と名く。あやまて學問して、名聞利養ミョウモンリヤウのおもひに住するひと、順次の往生いかゞあらんすらんといふ證文もさふらふぞかし。當時專修念佛の人と聖道門の人と諍論をくはだて、わが宗こそすぐれたれひとの宗はおとりたりと云ふほどに、法敵もいできたり謗法ボウホフもおこるなり。これしかしながら、みづからわが法を破謗するにあらずや。たとひ諸門こぞりて、念佛はかひなきひとのためなり、その宗あさしいやしと云ふとも、さらにはあらそはずして、われらがごとく下根ゲコンの凡夫一文不通のものゝ信すれば、たすかるよしうけたまはりて信じさふらへば、さらに上根のひとのためにはいやしくとも、我等がためには、最上の法にてまします、たとひ自餘の教法はすぐれたりとも、みづからがためには、器量およばざればつとめがた

し、われもひと、生死をはなれんことこそ、諸佛の御本意にておはしませば、御さまたげあるべからずとて、にくひ氣せずば、たれのひとかありて、あだをなすべきや。かつは評論のところには、もろくの煩惱おこる、智者遠離すべきよしの證文さふらふにこそ、故聖人のおほせには、この法をば信する衆生もあり、そしる衆生もあるべし。と佛ときおかせたまひたることなれば、われはずでに信じてまつる。またひとありてそしるにて、佛説まことなりけりとしられさふらふ。しかれば往生はいよ／＼一定とおもひたまふべきなり。あやまてそしるひとのさふらはざらんこそ、いかに信するひとはあれども、そしるひとのなきやらんとも、おぼえさふらひぬべけれ。かくまうせばとてかならずひとにそしられんとはあらず、佛のかねて信謗ともに、あるべきむねをしらしめして、ひとのうたがひをあらせじと、ときをかせたまふことを申すなりとこそさふらひしか、いまの世には學問してひとのそしりをやめん、ひとへに論議問答をむねとせんとかまへられさふらふにや、學問せばいよ／＼如來の御本意をしり、悲願の廣大のむねをも存知して、いやしからん身にて往生はいかゞなるとあやぶまんひとにも、本願には善惡淨穢なきおもむきをもとききかせられさふらはこそ、學生の甲斐にてもさふらはめ。たま／＼なに心もなく、本願に相應して念佛するひとをも、學問してこそなんとと云ひおどさるゝこと、法の魔障なり、佛の怨敵なり。みづから他力の信心かくるのみならず、あやまて他をまよはさんとす。つゝしみおそるべし、先師の御ころに、そむくことをかねてあはれむべし。彌陀の本願にあらざることを。

三一、彌陀の本願不思議におはしませばとて、惡をおそれざるは、また本願ばかりとて、往生かなふべからずといふこと、この條本願をうたがふ善惡の宿業をころえざるなり。よきころのおこるも宿業のもよほすゆへなり。惡事のおもはれせらるゝも、惡業のはからふゆへなり。故聖人のおほせには、卵毛羊毛のさきにゐるちりばかりも、つくる罪の宿業にあらずと云ふことなしとしるべしとさふらひき。またあるとき、唯圓坊は、わがいふことをば信するか、とおほせのさふらひしあひだ、さんさふらふと申されさふらひしかば、さらば我云はんことたがふまじきかと、かさねて仰せのさふらひしあひだ、謹んで領狀まうされさふらひしかば、たとへばひと千人ころしてんや、しからば往生は一定すべしと仰せさふらひしとき、仰せにてはさふらへども、一人もこの身の器量にてはころしつべしとおぼえずさふらふと、申されさふらひしかば、さてはいかに親鸞がいふことを、たがふまじきとはいふぞと。これにて知るべし、なにごともころにまかせたることならば、往生のために、千人ころせといはんに、すなはちころすべし。しかれども一人にてもころすべき業縁なきによりて、害せざるなり、我ころのよくてころさぬにはあらず。また害せじとおもふとも、百人千人をころすこともあるべしと、おほせのさふらひしは、我等がころのよきをばよしとおもひ、あしきことをばあしとおもひて、本願の不思議にてたすけたまふといふことを、しらざることを仰せのさふらひしなり。そのか

み邪見におちたる人ありて、悪をつくりたるものをたすけん、と云ふ願にてましますばとて、わざとこのみて悪をつくりて、往生の業とすべきよしを云ひて、やう／＼にあしざまなることの、きこへさふらひしとき、御消息にくすりあればとて、毒をこのむべからずとこそ、あそばされてさふらふは、かの邪執をやめんがためなり。またく悪は往生のさはりたるべしとはあらず、持戒持律にてのみ本願を信すべくば、我等いかでか生死をはなるべきや、かゝるあさましき身も本願にあひたてまつりてこそ、げにはこれさふらへ、さればとて身にそなへざらん悪業は、よもつぐられさふらはじめものを、またうみかはに網をひき、釣をして世をわたるも、野山に猪を狩り、鳥をとりていのちをつなぐともがらも、あきなひをもし、田畠をつくりてすぐる人も、たゞおなじことなり。さるべき業縁のもよほせば、いかなるふるまひもすべしとこそ、聖人はおほせさふらひしに、當時は後世者ぶりして、よからんものばかり念佛まうすべきやうにおもひ、或は道場にはりぶみをして、なむ／＼のことしたらんものをば、道場へいるべからずなどいふこと、ひとへに賢善精進の相をほかにしめして、うちには虚假をいだけるものか、願にはこりてつぐらんつみも、宿業のもよほすゆへなり、さればよきこともあしきことも、業報にさしまかせて、ひとへに本願をたのみまいらすればこそ、他力にてはさふらへ、唯信鈔にも、彌陀いかりの力ましますとしりてか、罪業の身なればすぐはれがたしとおもふべきと、さふらふぞかし。本願にはこる／＼のあらんにつけてこそ、他力をたのむ信心も決定しぬ

べきことにてさふらへ。おほよそ悪業煩惱を断じつくりてのち、本願を信せんのみぞ、願にはこるおもひなくてよかるべきに、煩惱を断じなばすなはち佛なり、佛のためには五劫思惟の願、その詮なくやましますさん、本願ばかりといましめらるゝひと／＼も、煩惱不淨具足せられてこそさふらふげなれば、それは願にはこらるゝにあらずや。いかなる悪を本願ばかりといふ、いかなる悪がほくらぬにてさふらふべきぞや、かへりてこゝろをさなきことか。

一四一。一念に八十億劫の重罪を滅すと信すべしといふこと、この條は十惡五逆の罪人、日ごろ念佛を申さずして命終のとき、はじめて善知識のおしへにて一念申せば、八十億劫の罪を滅し、十念申せば十八十億劫の重罪を滅して往生すといへり。これは十惡五逆の輕重をしらせんがために、一念十念といへるが、滅罪の利益なり。いまだ我等が信するところにおよばず。そのゆへは彌陀の光明にてらされまいらするゆへに、一念發起するとき、金剛の信心をたまはりぬれば、すでに定聚のくらゐにおさめしめたまひて、命終すればもろ／＼の煩惱惡障を轉じて、無生忍をさとしめたまふなり。この悲願ましますば、かゝるあさましき罪人、いかでか生死を解脱すべきとおもひて、一生のあひだ申すところの念佛は、みなこと／＼く、如來大悲の恩を報じ、徳を謝すとおもふべきなり。念佛申さんごにつみをほろぼさんと信せんは、すでにわれとつみをけて、往生せんとはげむにてこそさふらふなれもししからば、一生のあひだおもひとおもふこと、みな生死のきづなにあらざることなければ、いの

ちつきんまで、念佛退轉せずして往生すべし。たゞし、業報かぎりあることなれば、いかなる不思議のことにあひ、また病惱苦痛せめて正念に住せずしておはらんに、念佛申すことかたし、そのあひだのつみをば、いかゞして滅すべきや、つみきえざれば往生はかなふべからざるか、攝取不捨の願をたのみたてまつらば、いかなる不思議ありて罪業をおかし、念佛申さずしてをはるとも、すみやかに往生をとぐべし、また念佛の申されんも、たゞ今さとりをひらかんとする期のちかづくにしたがひて、いよく彌陀をたのみ、御恩を報じたてまつるにてこそさふらはめ。つみを滅せんとおもはんは自力のこゝろにして、臨終正念をいのる人の本意なれば、他力の信心なきにてさふらふなり。

一五。煩惱具足の身をもすでにさとりをひらくといふこと、この條もてのほかのことにさふらふ、即身成佛は眞言秘教の本意、三密行業の證果なり。六根清淨はまた法華一乘の所説、四安樂行の威徳なり。これみな難行上根のつとめ觀念成就のさとりなり。來生の開覺は、他力淨土の宗旨、信心決定の道なるがゆへなり。これまた易行下根のつとめ、不簡善惡の法なり。およそ今生においては煩惱惡障を斷せんこと、きはめてありがたきあひだ、眞言法華を行する淨侶なをもて順次生のさとりをいのる。いかにいはんや、戒行慧解ともになしといへども、彌陀の願船に乗じて生死の苦海をわたり、報土のきしにつきぬるものならば、煩惱の黒雲はやくはれ、法性の覺月すみやかにあらはれて、盡十方の無碍の光明に、一味にして一切の衆生を利益せんときにこそ、さとりてはさふらへ。この身をもてさと

りをひらくとさふらふなるひとは、釋尊のごとく種々の應化の身をも現じ、三十二相八十隨形好をも具足して説法利益さふらふにや、これこそ、今生にさとりをひらく本とはまうしさふらへ。和讃に金剛堅固の信心の、さだまるるときをまちえてぞ、彌陀の心光攝護して、ながく生死をへだてけるとさふらへば、信心のさだまるるときに、ひとたび攝取してすてたまはざれば、六道に輪廻すべからず、しかればながく生死をばへだてさふらふぞかし、かくのごとくしるをさとるとは、いひまぎらかすべきやはれにさふらふをや。淨土眞宗には今生に本願を信じて、かの土にしてさとりをばひらくと、ならひさふらふぞとこそ、故聖人のおほせにはさふらひしか。

一六。信心の行者自然にはらをもたて、あしざまなることをもおかし、同朋同侶にあひて、口論をもしては、かならず廻心すべしといふこと、この條斷惡修善のこゝちか。一向專修のひとにをいては廻心といふこと、たゞひとたびあるべし。その廻心とは日ごろ本願他力眞宗をしらざるひと、彌陀の智慧をたまはりて、日ごろのこゝろにては往生かなふべからずとおもひて、もとのこゝろをひきかへて本願をたのみまいらするをこそ、廻心とはまうしさふらへ。一切のことにあしたゆふべに廻心して、往生をとげさふらふべくば、ひとのいのちはいつるいきいるいきをまたずしてをはることなれば、廻心もせず柔和忍辱のおもひにも住せざらんさきにいのちつきば、攝取不捨の誓願はむなしくならせおはしますべきにや。くちには願力をたのみたてまつるといひて、こゝろにはさこそ惡人をたすけん

いふ願不思議にましますといふとも、さすがよからんものをこそたすけたまはんずれと、おもふほどに願力をうたがひ、他力をたのみまいらるることろかけて邊地の生をうけんこと、もともなげきおもひたまふべきことなり、信心さだまりなば往生は彌陀にはからはれまいらせてすることなれば、わがはからひなるべからず。わろからんにつけても、いよく願力をあふぎまいらせば、自然のことはりにて柔和忍辱のこゝろもいでくべし。すべてよろづのことにつけて、往生にはかしこきおもひを具せずして、たゞほれなくと彌陀の御恩の深重なることつねにおもひだしまいらすべし。しかれば念佛もまうされさふらふ。これ自然なり。わがはからはざるを自然とまうすなり、これすなはち他力にてまします。しかるを自然といふことの別にあるやうに、われものしりがほにいふひとのさふらふよしうけたまはる、あさましくさふらふ。

一七。邊地の往生をとくるひと、つゝには地獄におつべしといふこと、この條いづれの證文にみえさふらふぞや、學生たるひとのなかにいひいださるることにてさふらふなるこそ、あさましくさふらへ。經論聖教をばいかやうにみなされてさふらふやらん。信心かけたる行者は本願をうたがふによりて、邊地に生じてうたがひのつみをつぐのひてのち、報土のさとりをひらくところ、うけたまはりさふらへ。信心の行者すくなきゆへに、化土におほくすゝめいられさふらふを、つゝにむなしくなるべしとさふらふなるこそ、如來に虛妄をまうしつけまいらせてさふらふなれ。

一八。佛法のかたには施入物の多少にしたがひて、大小佛になるべしといふこと、この條不可説なり云々。比興のことなり、まづ佛の大小の分量をさだむることあるべからずさふらふ。かの安養淨土の教主の御身量をとかれてさふらふも、それは方便法身のかたちなり。法性のさとりをひらいて、長短方圓のかたちにもあらず、青黃赤白黒のいろをもはなれば、なにをもてか大小をさだむべきや、念佛まうすに、化佛をみたてまつるといふことのさふらふなること、大念には大佛をみ、小念には小佛をみるといへるか、もしこのことはりなどにはしひきかけられさふらふやらん、かつはまた檀波羅密の行ともいひつべし。いかにたからものを佛前にもなげ、師匠にもほどこすとも、信心かけなばその詮なし、一紙半錢も佛法のかたにいれずとも、他力にこゝろをかけて信心ふかくば、それこそ願の本意にさふらはめ、すべて佛法にことをよせて、世間の欲心もあるゆへに、同朋をいひおとさるゝにや。

右條々は、みなもて、信心のことなるより、ことおこりさふらふか。故聖人の御ものがたりは、法然聖人の御とき、御弟子そのかすおほかりけるなかに、おなじ御信心のひととすくなくおはしけるにこそ、親鸞御同朋の御なかにして、御相論のことさふらひけり。そのゆへは、善信が信心も、聖人の御信心もひとつなりと、おほせさふらひければ、勢觀房、念佛房などまうす御同朋達、もてのほかにあらずひたまひて、いかでか聖人の御信心に、善信房の信心ひとつにはあるべきぞとさふらひけれ

ば、聖人の御智慧才覺ひろくおはしますに、ひとつならんとまうさばこそひがことならめ、往生の信心においては、またくことなることなし。たゞひとつなりと御返答ありけれども、なをいかでかその義あらんといふ疑義ありければ、詮するところ聖人の御まへにて、自他の是非をさだむべきにて、この仔細をもうしあげれば、法然聖人のおほせには、源空が信心も、如來よりたまはりたる信心なり、善信房の信心も、如來よりたまはせたまひたる信心なり。さればたゞひとつなり、別の信心にておはしまさんひとは、源空がまいらんする浄土へは、よもまいらせたまひさふらはじと、おほせさふらひしかば、當時の一向専修のひとびとのなかにも、親鸞の御信心に、ひとつならぬ御こともさふらふらんとおぼえさふらふ。いづれもく、くりごとにてさふらへども、かきつけさふらふなり。露命わづかに枯草の身にかゝりてさふらふほどにこそ、おひともなはしめたまふ、ひとびと御不審をもうけたまはり、聖人のおほせのさふらひしおもむきを、もうしきかせまいらせさふらへども、閉眼ののちは、さこそ、しどけなきことどもにて、さふらはんすらめと、なげき存じさふらひて、かくのごとくの義ども、おほせられあひさふらふ。ひとくにも、いひまよはされなんとせらるゝことさふらはんとし故聖人の御ころにあひかなひて、御もちゐさふらふ御聖教どもを、よく御覽さふらふべし。おほよそ聖教には眞實權假ともにあひまじはりさふらふなり。權をすて、實をとり、假をさしをきて眞をもちゐるこそ、聖人の御本意にてさふらへ、かまへて、聖教を見だらせたまふまじくさふ

らふ。大切の證文ども、少々ぬきいでまいらせさふらふて、目やすにして、この書にそへまいらせてさふらふなり。聖人のつねのおほせには、彌陀の五劫思惟の願をよく案ずれば、ひとへに親鸞一人がためなりけり。さればそくばくの業をもちける身にてありけるを、たすけんとおぼしめしたちける本願のかたじけなさよと、御述懐さふらひしことを、いまた案ずるに、善導の自身はこれ現に罪惡生死の凡夫、曠劫よりこのかたつねにしづみ、つねに流轉して、出離の縁あることなき身としれといふ金言に、すこしもたがはせおはします。さればかたじけなくもわが御身にひきかけて、われらが身の罪惡のふかきほどをもしらず、如來の御恩のたかきことをもしらずして、まよへるをおもひしらせんがためにてさふらひけり。まことに如來の御恩といふことをばさたなくして、われもひともしあしといふことをのみまうしあへり。聖人のおほせには、善惡のふたつ總してもて存知せざるなりそのゆへは如來の御ころに、よしとおぼしめすほどに、しりとほしたらばこそ、よきをしりたるにてもあらめ、如來のあしとおぼしめすほどに、しりとほしたらばこそあしきをしりたるにてもあらめど、煩惱具足の凡夫、火宅無常の世界は、よろづのことみなもてそらごとたはごと、まことあることなきに、たゞ念佛のみぞまことにておはしますとこそ、おほせさふらひしか。まことにわれもひともそらごとをのみまうしあひさふらふなかに、ひとつのいたはしきことさふらふなり。そのゆへは念佛まうすについて、信心のおもむきをもたがひに問答し、ひとにもいひきかするとき、ひとのくちを

ふさぎ、相論のたゝかひかたんがために、またくおほせにてなきことをも、おほせとのみまうすことあさましくなげき存じさふらふなり。このむねをよくくおもひをき、こゝろえらるべきことにさふらふ。これさらにわたくしのことばにあらすといへども、經釋のゆくちをもしらず、法文の淺深をこゝろえわけたることもさふらはねば、さだめておかしきことにてさふらはめども、故親鸞聖人のおほせごとさふらひしおもむきを、百分が一かたはしばかりをも、おもひいでまいらせて、かきつけさふらふなり。かなしきかなや、さいはいに念佛しながら、直に報土にむまれずして、邊地にやどをとらんこと、一室の行者のなかに信心ことなることなからんために、なくく筆をそめてこれをしるす、なづけて歎異鈔といふべし。外見あるべからず。

歎異鈔終

マタイ傳福音書抄

第五章

イエス群衆を見て、山にのぼり、坐し給へば、弟子たち御許にきたる。イエス口をひらき教へて言ひたまふ。『幸福なるかな心の貧しき者。天國はその人のものなり。幸福なるかな悲しむ者。その人は慰められん。幸福なるかな、柔和なる者。その人は地を嗣がん。幸福なるかな、義に飢ゑ渴く者。その人は飽くことを得ん。幸福なるかな、憐憫ある者。その人は憐憫を得ん。幸福なるかな、心の清き者。その人は神を見ん。幸福なるかな、平和ならしむる者。その人は神の子と稱へられん。幸福なるかな、義のために責められたる者。天國はその人のものなり。我がために人なんぢらを罵り、また責め、詐りて各様の悪しきことを言ふときは、汝ら幸福なり。喜び喜べ、天にて汝らの報は大なり。汝等より前にありし預言者等をも、斯く責めたりき。○汝らは地の鹽なり。鹽もし効力を失はば、何をもてか之に鹽すべき。後は用なし、外にすてられて人に踏まるのみ。汝らは世の光なり。山の上にある町は隠るることなし。』

また人は燈火をともして升の下におかず、燈臺の上におく。斯て燈火は家にある凡ての物を照すなり。斯のごとく汝らの光を人の前にかがやかせ。これ人の汝らが善き行爲を見て、天にいます汝らの

父を崇めん爲なり。○われ律法また預言者を毀つために來れりと思ふな。毀たんとて來らず、反つて成就せん爲なり。誠に汝らに告ぐ、天地の過ぎ往かぬうちに、律法の一點、一畫も廢ることなく、悉とく全うせらるべし。この故にもし此等のいと小き誠命の一つをやふり、且その如く人に教ふる者は天國にて最小き者と稱へられ、之を行ひ、かつ人に教ふる者は、天國にて大なる者と稱へられん。我なんぢらに告ぐ。汝らの義、學者、パリサイ人に勝らずば、天國に入ること能はず。○古への人に「殺すなかれ、殺す者は審判にあふべし」と云へることあるを汝等きけり。然れど我は汝らに告ぐすべて兄弟を怒る者は、審判にあふべし。また兄弟に對ひて愚者よといふ者は、衆議にあふべし。また痴者よといふ者は、ゲヘナの火にあふべし。この故に汝もし供物を祭壇にささぐる時、そこに兄弟に怨まるる事あるを思ひ出さば、供物を祭壇のまへに遣しおき、先づ往きて、その兄弟と和睦し、然るのち來りて、供物をささげよ。なんぢを訴ふる者とともに途に在るうちに、早く和解せよ。恐くは、訴ふる者なんぢを審判人にわたし、審判人は下役にわたし、遂になんぢは獄に入れられん。誠になんぢに告ぐ、一厘も残りなく償はずば、其處をいづること能はじ。○「姦姪するなかれ」と云へることあるを汝等きけり。されど我は汝らに告ぐ、すべて色情を懷きて女を見るものは、既に心のうち姦姪したるなり。もし右の目なんぢを踏かせば、抉り出して棄てよ、五體の一つ亡びて、全身ゲヘナに投げ入れられぬは益なり。

もし右の手なんぢを踏かせば、切り棄てよ。五體の一つ亡びて全身ゲヘナに往かぬは益なり。また「妻をいだす者は離縁狀を興ふべし」と云へることあり。されど我は汝らに告ぐ、淫行の故ならで其の妻をいだす者は、これに姦淫を行はしむるなり。また出されたる女を娶るものは、姦姪を行ふなり。○また古への人に「いつはり誓ふなかれ、なんぢの誓は主に果すべし」と云へる事あるを汝ら聞けりされど我は汝らに告ぐ、一切ちかふな、天を指して誓ふな、神の御座なればなり。地を指して誓ふな神の足臺なればなり。エルサレムを指して誓ふな、大君の都なればなり。己が頭を指して誓ふな、なんぢ頭髮一筋だに白くし、また黒くし能はねばなり。

ただ然り然り、否否といへ、之に過ぐるは惡より出づるなり。○「目には目を、齒には齒を」と云へることあるを汝ら聞けり。されど我は汝らに告ぐ、惡しき者に抵抗ふな。人もし汝の右の頬をうたば、左をも向けよ。なんぢを誣へて下衣を取らんとする者には、上衣をも取らせよ。人もし汝に一里ゆくことを強ひなば、共に二里ゆけ。なんぢに請ふ者にあたへ、借らんとする者を拒むな。○「なんぢの隣を愛し、なんぢの仇を憎むべし」と云へることあるを汝等きけり。されど我は汝らに告ぐ、汝らの仇を愛し、汝らを責むる者のために祈れ。これ天にいます。汝らの父の子とならん爲なり。天の父はその日を惡しき者のうへにも、善き者のうへにも昇らせ、雨を正しき者にも、正しからぬ者にも降らせ給ふなり。なんぢら己を愛する者を愛すとも何の報をか得べき、取税人も然するにあらずや。

兄弟にのみ挨拶すとも何の勝ることかある、異邦人も然するにあらずや。然らば汝らの天の父の全きが如く、汝らも全かれ。

第六章

汝ら見られんために己が義を人の前に行はぬやうに心せよ。然らずば、天にいます汝らの父より報を得じ。○さらば施濟をなすとき、僞善者が人に崇められんとて會堂や街にて爲すごとく、己が前にラツパを鳴すな。誠に汝らに告ぐ、彼らは既にその報を得たり。汝は施濟をなすとき、右の手のなすことを左の手に知らすな。是はその施濟の隠れん爲なり。然らば隠れたるに見たまふ汝の父は報い給はん。○なんぢら祈るとき、僞善者の如くあらざれ。彼らは人に顯さんとて、會堂や大路の角に立ちて祈ることを好む。誠に汝らに告ぐ、かれらは既にその報を得たり。なんぢは祈るとき、己が部屋にいり、戸を閉ぢて隠れたるに在す汝の父に祈れ。さらば隠れたるに見給ふなんぢの父は報い給はん。また祈るとき、異邦人のごとく徒らに言を反復すな。彼らは言多きによりて聽かれんと思ふなり。さらば彼らに效ふな、汝らの父は求めぬ前に、なんぢらの必要なる物を知りたまふ。この故に汝らは斯く祈れ。天にいます我らの父よ、願くは御名の崇められん事を。御國の來らんことを。御意の天のごとく、地にも行はれん事を。我らの日用の糧を今日もあたへ給へ。我らに負債ある者を我らの免したる如く、我らの負債をも免し給へ。我らを嘗試に遇せず惡より救ひ出したまへ。○汝等もし人の過失を免さば、汝らの天の父も汝らを免し給はん。もし人を免さずば、

汝らの父も汝らの過失を免し給はじ。○なんぢら斷食するとき、僞善者のごとく、悲しき面容をすな。彼らは斷食することを人に顯はさんとてその顔色を害ふなり誠に汝等に告ぐ、彼らは既にその報を得たり。なんぢは斷食するとき頭に油をぬり顔をあらへ。これ斷食することの人に顯れずして、隠れたるに在す汝の父にあらはれん爲なり。さらば隠れたるに見たまふ汝の父は報い給はん。○なんぢら己がために財寶を地に積むな、ここは蟲と錆とが損ひ、盗人うがちて盗むなり。なんぢら己がために財寶を天に積み、かしこは蟲と錆とが損はず、盗人うがちて盗まぬなり。なんぢの財寶のある所には、なんぢの心もあるべし。身の燈火は目なり。この故に汝の目ただしくば、全身あかるからん。然れどなんぢの目あしくば、全身くらからん。もし汝の内の光、闇ならば、その闇いかにばかりぞや。人二人の主兼事ふること能はず、或は、これを憎み、かれを愛し、或は、これに親しみ、かれを輕しむべければなり。汝ら神と富とに兼事ふること能はず。この故に我なんぢらに告ぐ、何を食ひ、何を飲まんと生命のことを思ひ煩ひ、何を著んと體のことを思ひ煩ふな。生命は糧にまさり、體は衣に勝るならずや。空の鳥を見よ、播かず刈らず、倉に收めず、然るに汝らの天の父は、これを養ひたまふ。汝らは之よりも遙に優るる者ならずや。汝らの中たれか思ひ煩ひて身の長一尺を加へ得んや。又なにゆる衣のことを思ひ煩ふや。野の百合は如何して育つかを思へ。勞せず、紡がざるなり。然れど我なんぢらに告ぐ、榮華を極めたるソロモンだに、その服裝この花の一つにも及がざりき。今日あり

て明日、爐に投げ入れらるる野の草をも、神はかく装ひ給へば、まして汝らをや、ああ信仰うすき者よ。さらば何を食ひ、何を飲み、何を著んとて思ひ煩ふな。是みな異邦人の切に求むる所なり。汝らの天の父は凡てこれらの物の汝らに必要なを知り給ふなり。まづ神の國と神の義とを求めよ、然らば凡てこれらの物は汝らに加へらるべし。この故に明日のことを思ひ煩ふな、明日はみづから思ひ煩はん。一日の苦勞は一日にて足れり。

第七號

なんぢら人を審く^{サズ}な、審かれざらん爲なり。己がさばく審判にて己もさばかれ、己がはかる量^{ヘカリ}にて己も量らるべし。何ゆゑ兄弟の目にある塵を見て、おのが目にある梁木^{クワバ}を認めぬか。視よおのが目に梁木のあるに、いかで兄弟にむかひて、汝の目より塵をとり除かせよと言ひ得んや。偽善者よ、まづ己が目より梁木をとり除け、さらば明かに見えて兄弟の目より塵を取りのぞき得ん。○聖なる物を犬に與ふな。また眞珠を豚の前に投ぐな。恐くは足にて踏みつけ、向き反りて汝らを噛みやぶらん。○求めよ、然らば與へられん。尋ねよ、さらば見出さん。門を叩け、さらば開かれん。すべて求むる者は得、たづぬる者は見いだし、門をたたく者は開かるるなり。汝等のうち、誰かその子パンを求めんに石を與へ、魚を求めんに蛇を與へんや。然らば、汝ら惡しき者ながら善き賜物をその子らに與ふるを知る。まして天にいます汝らの父は、求むる者に善き物を賜はざらんや。然らば凡て人に爲られんと思ふことは、人にも亦その如くせよ、これは律法なり。預言者なり。

○狭き門より入れ、滅にいたる門は大きくその路は廣く、之より入る者おほし。生命にいたる門は狭く、その路は細く、之を見出すもの少なし。○偽預言者に心せよ、羊の扮装^{ウツカヒ}して來れども、内は奪ひ掠むる豺狼なり。その果によりて彼らを知るべし。茨より葡萄を薙^{アザ}り無花果をとる者あらんや。斯く、すべて善き樹は善き果をむすび、惡しき樹は惡しき果をむすぶ。善き樹は惡しき果を結ぶこと能はず、惡しき樹はよき果を結ぶこと能はず。すべて善き果を結ばぬ樹は、伐られて火に投入せらる。然らば、その果によりて彼らを知るべし。我に對ひて主よ主よといふ者、ことごとくは天國に入らず、ただ天にいます我が父の御意をおこなふ者のみ、之に入るべし。その日おほくの者われに對ひて「主よ主よ、我らは汝の名によりて預言し、汝の名によりて惡鬼を逐ひいだし、汝の名によりて多くの能力^{チカラ}ある業を爲ししにあらずや」と言はん。その時われ明白^{アキラカ}に告げん「われ斷えて汝ら知らず、不法をなす者よ。我を離れざれ」と。○さらば凡て我がこれらの言をききて行ふ者を、磐の上に家をたてたる慧き人に擬へん。雨ふり流漲り、風ふきて其の家をうてど倒れず、これ磐の上に建てられたる故なり。すべて我がこれらの言をききて行はぬ者を、沙の上に家を建てたる愚なる人に擬へん。雨ふり流漲り、風ふきて其の家をうてば、倒れてその顛倒はなはだし」○イエスこれらの言を語りへ給へるとき、群衆その教に驚きたり。それは學者らの如くならず、權威ある者のごとく教へ給へる故なり。

第十章

(前略) ○弟子はその師にまさらず、僕はその主にまさらず、弟子はその師のごとく、僕はその主の如くならば足れり、もし家主をベルゼブルと呼びたらんには、況てその家の者をや。この故に、彼らを懼るな。蔽はれたるものに露はれぬはなく、隠れたるものに知られぬは無ければなり、暗黒にて我を告ぐることを光明にて言へ。耳をあてて聴くことを屋の上にて宣べよ。身を殺して靈魂をころし得ぬ者どもを懼るな。身と靈魂とをゲヘナにて滅し得る者をおそれよ。二羽の雀は一錢にて賣るにあらずや。然るに汝らの父の許なくば、その一羽も地に落つること無からん。汝らの頭の髪までも皆かぞへらる。この故におそるな、汝らは多くの雀よりも優るるなり。然れば凡そ人の前にて我を言ひあらはす者を、我もまた天にいます我が父の前にて言ひ顯さん。されど人の前にて我を否む者を、我もまた父にいます我が父の前にて否まん。○われ地に平和を投せんために來れり。思ふな、平和にあらず、反つて劍を投せん爲に來れり。それ我が來れるは人をその父より、娘をその母より、嫁をその姉妹より分たん爲なり。人の仇は、その家の者なるべし。我よりも父または母を愛する者は、我に相應しからず。我よりも息子または娘を愛する者は、我に相應しからず。又おのが十字架をとりて我に従はぬ者は、我に相應しからず。生命を得る者は、これを失ひ、我がために生命を失ふ者は、これを得べし。○汝らを受くる者は、我を受くるなり。我をうくる者は、我を遣し給ひし者を受くるなり。預言者たる名の故に預言者をうくる者は、預言者の報をうけ、義人たる名の

のゆゑに義人をうくる者は、義人の報を受くべし、凡そわが弟子たる名の故にこの小き者の一人に冷かなる水一杯にても與ふる者は、誠に汝らに告ぐ、必ずその報を失はざるべし」

第十九章

イエスこれらの言を語り終へてガリラヤを去り、ヨルダンの彼方なるユダヤの地方に來り給ひしに、大なる群衆、從ひたれば、此處にて彼らを醫し給へり。○バリサイ人ら來り、イエスを試みて言ふ。何の故にかかはらず、人その妻を出すは可きか。答へて言ひたまふ。『人を造り給ひしもの、元始より之を男と女とに造り、而して「斯る故に人は父母を離れ、その妻に合ひて、二人のもの一體となるべし」と言ひ給ひしを未だ讀まぬか。然れば、はや二人にはあらず一體なり。この故に神の合せ給ひし者は人これを離すべからず」彼らイエスに言ふ。『さば何故モーセは離縁狀を與へて出すことを命じたるか』彼らに言ひ給ふ。『モーセは汝らの心、無情によりて妻を出すことを許したり。然れど元始より然にはあらぬなり。われ汝らに告ぐ、おほよそ淫行の故ならで其の妻をいだし、他に娶る者は姦姪を行ふなり』弟子たちイエスに言ふ。『人もし妻のことに於て斯のごとくば、娶らざるに如かず』彼らに言ひたまふ。『凡ての人この言を受け容るるにはあらず、ただ授けられたる者のみなり。それ生れながらの閹人あり、人に爲られたる閹人あり、また天國のために自らなりたる閹人あり、之を受け容れうる者は容るべし』○爰に人人イエスの手をおきて祈り給はんことを望みて、幼兒らを連れ來りしに、弟子たち禁めたれば、イエス言ひたまふ。『幼兒らを許せ、我に來

るを止むな、天國は斯のごとき者の國なり」斯て手を彼らの上におきて此處を去り給へり。○視よ
或人みもとに來りて言ふ『師よ、われ永遠の生命をうる爲には如何なる善き事を爲すべきか』イエス
言ひたまふ『善き事につきて何ぞ我に問ふか、善き者は唯ひとりのみ、汝もし生命に入らんと思はば
誠命を守れ』彼いふ『孰れを』イエス言ひたまふ『殺すなかれ』「姦姪するなかれ」「盜むなかれ」「僞
證を立つる勿れ」「父と母とを敬へ」また「己のごとく汝の隣を愛すべし」その若者いふ『我みな之
を守れり、なほ何を缺くか』イエス言ひたまふ『なんぢ若し全からんと思はば、往きて汝の所有を賣
りて貧しき者に施せ、さらば財寶を天に得ん。かつ來りて我に従へ』この言をききて若者、悲しみつ
つ去りぬ。大なる資産を有てる故なり。○イエス弟子たちに言ひ給ふ『まことに汝らに告ぐ。富め
る者の天國に入るは難し。復なんぢらに告ぐ、富める者の神の國に入るよりは、駱駝の針の孔を通る
かた反つて易し』弟子たち之をきき、甚だしく驚きて言ふ『さらば誰か救はるることを得ん』イエス
彼らに目を注めて言ひ給ふ『これは人に能はねど神は凡ての事をなし得るなり』爰にペテロ答へて言
ふ『視よ、われら一切をすてて汝に従へり、然れば何を得べきか』イエス彼らに言ひ給ふ、まことに
汝らに告ぐ、世あらたまりて人の子その榮光の座位に坐するとき、我に従へる汝等もまた十二の座位
に坐してイスラエルの十二の族を審かん。また凡そ我が名のために或は家、或は兄弟、あるひは姉妹、
あるひは父、或は母、或は子、或は田畑を棄つる者は數倍を受け、また永遠の生命を嗣がん。然れど

多くの先なる者後に、後なる者先になるべし。

本聖典を一層鮮明せられんとする人は左記参考書に就き見らるゝところあらば裨益する所多かるべし。

山田 孝道師

◎普勸坐禪儀
坐禪用心記講義

價金五十錢 光融館發行
郵税六錢

熊澤 蕃山 著

◎孝 經(大學、中庸、論語合本)

價金二圓 早稻田大學
出版部發行
郵税十八錢

又ハ

久保天隨校訂

◎孝經俚諺鈔(大學、中庸合本)

價金三圓二十錢 博文館發行
郵税二十四錢

梅原真龍師

◎歎異鈔の意譯と解説

價金一圓七十錢 双樹社發行
郵税十二錢

田中 達著

◎マタイ傳註解

價金三圓 教文館發行
郵税十八錢

右は地方在住諸君の便を計り本會に於て取次の勞をとるべし

昭和二年十二月十八日印刷
昭和二年十二月二十三日發行

定價金七十錢

著作者 廣 瀨 豊

發行者 東京市小石川區高田豐川町四三
武士道研究會

右代表者 前 田 信

印刷者 東京市牛込區早稻田鶴卷町三〇六
道 又 好 三

著作權所有

不許複製

發行所

東京市小石川區高田豐川町
振替口座東京一六三一番

武士道研究會

海軍大佐 廣瀬 豊著 近刊豫告

◎ 軍紀の研究	◎ 軍人道德論	◎ 戦争哲学	◎ 武人教育史	◎ 軍事教育の基礎としての教育哲学	◎ 軍事心理學研究	◎ 軍事教育學研究
四六判上製 價二圓半錢	四六判上製 價二圓	四六判上製 全一冊	四六判上製 全一冊	四六判上製 全一冊	四六判上製 全一冊	四六判上製 全一冊

◇◇◇ 豫約募集 ◇◇◇

上記の順序に依り
昭和二年三月より
順次刊行す。
希望者は前以て申
込るれば出來次第
追次通報す。
申込はハガキにて可

發行所 東京市小石川區高田豊川町 振替口座東京一六三二番 武士道研究會

終

